令和２年９月１１日提出

給与等状況報告書

鳥　　取　　県

目　　次

（１）公益財団法人 とっとりコンベンションビューロー 給与等状況報告書 ・・・・・・ 1
（２）公益財団法人 鳥取県国際交流財団 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（３）一般財団法人 因幡街道ふるさと振興財団 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・ 11
（４）公益財団法人　とっとり県民活動活性化センター　給与等状況報告書 ・・・・・・ 15
（５）公益財団法人 鳥取県文化振興財団 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
（６）公益財団法人 鳥取童謡・おもちゃ館 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
（７）公益財団法人 鳥取県スポーツ協会 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
（８）智頭急行株式会社 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
（９）公益財団法人 鳥取県教育文化財団 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
（10）公益財団法人 鳥取県臓器・アイバンク 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
（11）公立大学法人 公立鳥取環境大学 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
（12）公益財団法人 鳥取県環境管理事業センター 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・ 56
（13）公益財団法人 鳥取県食鳥肉衛生協会 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
（14）公益財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター 給与等状況報告書 ・・・・・・・・ 65
（15）鳥取県住宅供給公社 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
（16）公益財団法人 鳥取県天神川流域下水道公社 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・ 74
（17）公益財団法人 中海水鳥国際交流基金財団 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・ 79
（18）地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・ 84
（19）公益財団法人 鳥取県産業振興機構 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
（20）公益財団法人 ふるさと鳥取県定住機構 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
（21）公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・ 98
（22）一般財団法人 鳥取県野菜価格安定基金協会 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・ 103
（23）一般社団法人 鳥取県果実生産出荷安定基金協会 給与等状況報告書 ・・・・・・・・ 105
（24）公益財団法人 鳥取県畜産振興協会 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
（25）公益社団法人 鳥取県畜産推進機構 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
（26）公益財団法人 鳥取県造林公社 給与等状況報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115

(27) 公益財団法人 鳥取県林業担い手育成財団 給与等状況報告書 ･････････････ 119

(28) 公益財団法人 鳥取県栽培漁業協会 給与等状況報告書 ･････････････････････ 124

(29) 公益財団法人 鳥取県魚の豊かな川づくり基金 給与等状況報告書 ･････････ 129

(30) 鳥取県土地開発公社 給与等状況報告書 ･････････････････････････････････ 131

(31) 公益財団法人 鳥取県暴力追放センター 給与等状況報告書 ･････････････････ 135

(報告内容)

1　職員給与費の状況（令和元年度）

2　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

3　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

4　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

5　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

・期末手当・勤勉手当
・退職手当
・時間外勤務手当
・管理職手当
・扶養手当
・住居手当
・通勤手当
・その他

6　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

7　給与制度の変更

(留意事項)

個人情報保護のため、対象者２名以下の場合には、個人が特定できない情報のみ記載しています。

（1）公益財団法人とっとりコンベンションビューロー　給与等状況報告書

1　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
26 人	76,929 千円	7,724 千円	24,487 千円	109,140 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
266,141 円	289,079 円	41 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	－ 円	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。
	高校卒	－ 円	
任期付一般職	大学卒	－ 円	
	高校卒	－ 円	

4　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分＼経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	249,500 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	239,900 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　訳</th></tr>
<tr><td>期末手当
勤勉手当
(県の規定に
準ずる)</td><td>〔支給割合〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.215　月分</td><td>0.795　月分</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.215　月分</td><td>0.795　月分</td></tr>
<tr><td>計</td><td>2.43　月分</td><td>1.59　月分</td></tr>
</table>
（注）勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>24,487,285 円</td><td>24 人</td><td>1,020,304 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td>〔支給率〕

退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。

（その他の加算措置）
定年前早期退職特例措置（制度なし）

〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給額　1,277,026円</td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当</td><td>〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>1,854,729 円</td><td>20 人</td><td>92,736 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="7">管理職手当</td><td rowspan="7">一定の管理または監督の地位にある職員</td><td colspan="3">事務局長　55,000 円
事務局次長、館長　45,000 円
副館長　40,000 円
課長　35,000 円
専任課長　30,000 円

〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>1,920,000 円</td><td>4 人</td><td>40,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">扶養手当
(県の規定に準ずる)</td><td rowspan="7">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td>ア　配偶者、子以外の扶養親族
ただし、行政職給料表８級、９級及び同相当職は右のとおり。</td><td>6,500 円
８級：3,500円
９級：支給しない</td></tr>
<tr><td>イ　子</td><td>9,200 円</td></tr>
<tr><td>満15歳に達する日以後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子</td><td>１人につき
5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>1,329,700 円</td><td>7 人</td><td>15,830 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">住居手当
(県の規定に準ずる)</td><td rowspan="7">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td>家賃の額に応じ、
最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td>借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>1,149,000 円</td><td>5 人</td><td>19,150 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="6">通勤手当
（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="6">交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</td><td>ア　交通機関等利用者</td><td>次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額
①支給単位期間の間通用する定期券の額
②通勤21回分の回数券の額
＜最高限度額　　55,000 円＞</td></tr>
<tr><td>イ　自動車等使用者</td><td>通勤距離に応じ、月額　　1,600 円から　　50,100 円の範囲内で支給</td></tr>
<tr><td>ウ　特別急行列車等利用</td><td>１か月の特別急行料金等の３分の２の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については２万円を限度）</td></tr>
<tr><td>エ　駐車料金を負担している場合</td><td>（ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ）
公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給
（１ヶ月あたり　　3,000 円を上限とする。）
（その他の駐車場代の加算）
県の支給要件に合致しないため制度を設けていない</td></tr>
<tr><td>オ　ノーマイカー運動に参加する場合</td><td>ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
支給総額：1,470,110 円
支給職員数：22 人
１人当たり平均支給月額：5,569 円</td></tr>
</table>

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
常勤役員１号俸	275,000 円	なし	理事長が理事会の承認を得て決定する。
常勤役員２号俸	325,000 円		
常勤役員３号俸	375,000 円		
常勤役員４号俸	425,000 円		
職員を兼ねる常勤役員１号俸	65,000 円		職員としての給与は給与規程により支給
職員を兼ねる常勤役員２号俸	75,000 円		
非常勤理事長	100,000 円		100,000円を上限に理事長が理事会の承認を得て決定する。
非常勤役員・評議員	１回につき9,200円		
非常勤役員（監事）	会計監査1回につき30,000円		

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり平均支給月額（期末手当等を含む）
900,000 円	1 人	75,000 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり平均支給月額
1,506,000 円	13 人	9,654 円

７　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分 12月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分	6月　期末　1.145月分 　　勤勉　0.785月分 12月　期末　1.285月分 　　勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定

（２）適用日

令和２年４月1日

（２）　公益財団法人 鳥取県国際交流財団　給与等状況報告書

１　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計
10 人	18,501 千円	3,546 千円	3,209 千円	25,256 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

２　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

国際交流推進員職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
195,100 円	210,160 円	46 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

３　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区　分		初　任　給	備　考
国際交流推進員職	大学卒	174,400 円	
	高校卒	174,400 円	

４　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区　分 ＼ 経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
国際交流推進員職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　訳</th></tr>
<tr><td>期末手当
勤勉手当
（次長級以上は県の規定に準ずる）</td><td>〔支給割合〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.00　月分
（　1.215　）</td><td>0.155　月分
（　0.795　）</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.00　月分
（　1.215　）</td><td>0.155　月分
（　0.795　）</td></tr>
<tr><td>計</td><td>2.00　月分
（　2.43　）</td><td>0.31　月分
（　1.59　）</td></tr>
</table>
（注）（　　）内の数値は、事務局長及び次長の職員の支給割合です。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>3,208,743 円</td><td>10 人</td><td>320,874 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>退職手当
（県の規程に準ずる）</td><td>〔支給率〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>自己都合</th><th>勧奨・定年</th></tr>
<tr><td>勤続 20 年</td><td>19.6695　月分</td><td>24.586875　月分</td></tr>
<tr><td>勤続 25 年</td><td>28.0395　月分</td><td>33.270750　月分</td></tr>
<tr><td>勤続 35 年</td><td>39.7575　月分</td><td>47.709000　月分</td></tr>
<tr><td>勤続 40 年</td><td>44.7795　月分</td><td>47.709000　月分</td></tr>
</table>
（その他の加算措置）
定年前早期退職特例措置　制度なし

〔令和元年度実績〕　なし</td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当</td><td>〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>1,363,453 円</td><td>9 人</td><td>151,495 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="3">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td>管理職手当
（県の規定に準ずる）</td><td>一定の管理または監督の地位にある職員</td><td colspan="3">職務の級に応じて定額を支給（月額５８，２００円）

〔令和元年度実績〕
１人あたりの平均支給額　　６９８，４００円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">扶養手当
（常務理事及び事務局長のみ県の規定に準じて支給）</td><td rowspan="4">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td colspan="2">ア　配偶者、子以外の扶養親族
ただし、行政職給料表８級、９級及び同相当職は右のとおり。</td><td>6,500 円
８級：3,500円
９級：支給しない</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ　子</td><td>9,200 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">15歳に達する日以後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子</td><td>１人につき
5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕　　なし</td></tr>
<tr><td rowspan="6">住居手当
（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="6">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td colspan="2">ア　借家・借間居住者</td><td>家賃の額に応じ、
最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td>借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>23,000 円</td><td>1 人</td><td>1,917 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="3">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="8">通勤手当
(県の規定に準ずる)</td><td rowspan="8">交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</td><td>ア　交通機関等利用者</td><td colspan="2">次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。
①支給単位期間の間通用する定期券の額
②通勤21回分の回数券の額
＜最高限度額　　55,000 円＞</td></tr>
<tr><td>イ　自動車等使用者</td><td colspan="2">通勤距離に応じ、月額　　1,600 円から　　50,100 円の範囲内で支給</td></tr>
<tr><td>ウ　特別急行列車等利用</td><td colspan="2">１か月の特別急行料金等の２分の１の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については２万円を限度）</td></tr>
<tr><td>エ　駐車料金を負担している場合</td><td colspan="2">（駐車場代の加算）
通勤のため４輪の自動車を使用し、駐車場を利用する場合に、当該利用に係る１月あたりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める職員に支給（１か月あたり1,000円を上限とする。）
（ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ）
公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給（１か月あたり3,000円を上限とする。）</td></tr>
<tr><td>オ　ノーマイカー運動に参加する場合</td><td colspan="2">ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>1,301,440 円</td><td>9 人</td><td>12,050 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">管理職特別勤務手当
(県の規定に準ずる)</td><td rowspan="2">管理職手当が支給される職員で臨時又は緊急の業務で週休日に勤務した職員</td><td colspan="3">管理職手当の支給区分の応じて支給</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕
１人あたりの平均支給月額　１３，３３３円</td></tr>
</table>

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
理 事 長	100,000 円	なし	
副理事長	無報酬 円		
常務理事	257,300 円	６月期　1.215月分 １２月期　1.215月分	勤勉手当 ６月期分　0.795月分 １２月期分　0.795月分
非常勤評議員 非常勤理事 非常勤監事	出席を依頼する会議１回につき日額3,000円	なし	

※評議員に対して各年度の総額が15万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。（定款第15条第1項）

※理事及び監事に対して、評議員会において別に定める額の範囲内で、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。（定款第28条第1項）

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）
4,210,713 円	1 人	350,893 円

②非常勤役員（理事長）

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額
600,000 円	1 人	100,000 円

※支給月数は６月

③非常勤役員（理事・監事）

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額
42,000 円	14 人	500 円

※支給月数は６月

７　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
職員の給与月額	改正給料表１級23号に1.0を乗じた額	改正給料表１級23号に0.97を乗じた額	平成30年度からの給与改正を反映（経過措置3年目）
期末手当 勤勉手当	期末手当　2.00月/年 勤勉手当　0.31月/年	期末手当　0.50月/年 勤勉手当　0.15月/年	令和2～3年度にかけて支給率を見直す（経過措置1年目）

（２）適用日

令和２年４月１日

（３）一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団 給与等状況報告書

１　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	賞与	計
4 人	7,795 千円	303 千円	1,538 千円	9,636 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

２　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

管理職			一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
217,500 円	299,100 円	60 歳	158,000 円	217,000 円	39 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

３　職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	－ 円	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、代表理事が決定する。
	高校卒	－ 円	

４　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

区分＼経験年数		5年	10年	20年	30年	備考
管理職 一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和2年4月1日現在）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　訳</th></tr>
<tr><td>期末手当
勤勉手当</td><td>〔支給割合〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>賞与</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.00　月分</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.50　月分</td></tr>
<tr><td>計</td><td>2.50　月分</td></tr>
</table>
職制上の段階、職務の級等による加算措置　無
〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>1,538,000 円</td><td>3 人</td><td>512,667 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td>〔支給率〕
退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額との掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。
〔令和元年度実績〕
1,214,843円</td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当</td><td>〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>10,427 円</td><td>2 人</td><td>5,214 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td>一定の管理または監督の地位にある職員</td><td colspan="2">管理職手当　17,000 円

〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給月額　17,000　円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">扶養手当</td><td rowspan="5">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td>ア　配偶者</td><td>13,000 円</td></tr>
<tr><td>イ　配偶者以外の扶養親族</td><td>6,500 円</td></tr>
<tr><td>ウ　配偶者のない職員の扶養親族のうち１人目まで</td><td>11,000 円</td></tr>
<tr><td>15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日まで</td><td>１人につき
5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元度実績〕
支給実績なし</td></tr>
<tr><td rowspan="5">通勤手当</td><td rowspan="5">交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</td><td>ア　交通機関等利用者</td><td>①定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関を利用する区間については、通用期間1箇月の定期券の価額

②①の区間以外の交通機関を利用する区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃の額

＜最高限度額　55,000 円＞</td></tr>
<tr><td>イ　自動車等使用者</td><td>通勤距離に応じ、月額　2,000 円から　24,500 円の範囲内で支給</td></tr>
<tr><td>ウ　特別急行列車等利用</td><td>特別急行料金等の２分の１の額を加算（１ヶ月あたり２万円を限度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元度実績〕
１人当たりの平均支給月額　4,200　円</td></tr>
</table>

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

該当なし

7　給与制度の変更

変更なし

（4） 公益財団法人 とっとり県民活動活性化センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
6 人	22,668 千円	4,321 千円	8,214 千円	35,203 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
314,833 円	374,849 円	46 歳

（注）１ 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２ 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	174,400 円	行政職給料表1級23号給（県職員より6号下位）
	高校卒	－ 円	制度なし

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分＼経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	円	円	334,000 円	円	
	高校卒	円	円	円	円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　訳</th></tr>
<tr><td>期末手当
勤勉手当
（県の規定に準ずる）</td><td>〔支給割合〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.215　月分</td><td>0.795　月分</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.215　月分</td><td>0.795　月分</td></tr>
<tr><td>計</td><td>2.43　月分</td><td>1.59　月分</td></tr>
</table>
（注）勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>8,214,319 円</td><td>6 人</td><td>1,369,053 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td>〔支給率〕
退職金の支給は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。

〔令和元年度実績〕
支給実績なし</td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当</td><td>〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>2,106,558 円</td><td>5 人</td><td>421,312 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="5">管理職手当</td><td rowspan="5">一定の管理または監督の地位にある職員</td><td colspan="3">一般職　　66,500 円

〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>798,000 円</td><td>1 人</td><td>66,500 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">扶養手当
(県の規定に準ずる)</td><td rowspan="8">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td>ア　配偶者、子以外の扶養親族
ただし、行政職給料表８級、９級及び同相当職は右のとおり。</td><td colspan="2">6,500 円
８級：3,500円
９級：支給しない</td></tr>
<tr><td>イ　子</td><td colspan="2">9,200 円</td></tr>
<tr><td>15歳に達する日以後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子</td><td colspan="2">１人につき
5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>188,400 円</td><td>1 人</td><td>15,700 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">住居手当
(県の規定に準ずる)</td><td rowspan="8">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td colspan="2">家賃の額に応じ、
最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td colspan="2">借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>331,500 円</td><td>2 人</td><td>13,813 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="7">通勤手当
（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="7">交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</td><td>ア　交通機関等利用者</td><td>次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。
①支給単位期間の間通用する定期券の額
②通勤21回分の回数券の額
＜最高限度額　　55,000 円＞</td></tr>
<tr><td>イ　自動車等使用者</td><td>通勤距離に応じ、月額　　1,600 円から　　50,100 円の範囲内で支給</td></tr>
<tr><td>ウ　特別急行列車等利用</td><td>１か月の特別急行料金等の３分の２の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については２万円を限度）</td></tr>
<tr><td>エ　駐車料金を負担している場合</td><td>（ﾊｰｸﾞｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ）
公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給
（１ヶ月あたり　　3,000 円を上限とする。）

（その他の駐車場代の加算）
県の支給要件に合致しないため制度を設けていない</td></tr>
<tr><td>オ　ノーマイカー運動に参加する場合</td><td>ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td colspan="2"><table><tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり
平均支給月額</th></tr><tr><td>896,700 円</td><td>5 人</td><td>14,945 円</td></tr></table></td></tr>
</table>

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
理 事 長	100,000 円		
常務理事	400,300 円	６月期　1.215　月分 12月期　1.215　月分	兼事務局長
非常勤理事 （会議等出席1回につき）	20,000 円		
非常勤監事 （会議等出席１回につき）	20,000 円		

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）
7,719,411 円	1 人	643,284 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額
1,660,000 円	10 人	13,833 円

７　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分 12月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分	6月　期末　1.145月分 　　勤勉　0.785月分 12月　期末　1.285月分 　　勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定

（２）適用日

令和２年４月１日

（５）公益財団法人鳥取県文化振興財団　給与等状況報告書

１　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
40 人	122,383 千円	24,085 千円	34,704 千円	181,172 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

２　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
256,550 円	289,231 円	44 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

３　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。	
	高校卒		

４　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分＼経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	― 円	― 円	281,400 円	395,300 円	
	高校卒	― 円	― 円	― 円	― 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	内　　訳

賞　与

〔支給割合〕

区　分	給料月額に乗じる割合（A）	扶養手当に乗じる割合（B）
６月期	1.65　月分 （　1.65 ）	1.07　月分 （　1.07 ）
12月期	1.70　月分 （　1.70 ）	1.16　月分 （　1.16 ）
計	3.35　月分 （　3.35 ）	2.23　月分 （　2.23 ）

（注）１　（　　）内の数値は、管理職の職員の支給割合です。
　　２　支給額は、（A）＋（B）です。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　　無

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
34,704,022 円	40 人	867,601 円

退職手当

〔支給率〕

退職金の支給は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。

（その他の加算措置）　無

〔令和元年度実績〕

１人当たりの平均支給額　　2,981,500　円

時間外勤務手当（県の規定に準ずる）

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
7,283,986 円	27 人	269,777 円

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="3">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="6">管理職手当</td><td rowspan="6">一定の管理または監督の地位にある職員</td><td colspan="3">職務区分に応じて定額を支給
事務局長　5,000 円
総合プロデューサー　5,000 円
館長　55,000 円
部長、室長（級給６～１０）　45,000 円
部長、室長（級給１～５）　35,000 円
副部長　35,000 円
課長　30,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>5,160,000 円</td><td>10 人</td><td>43,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">扶養手当
（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="7">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td colspan="2">ア　配偶者、子以外の扶養親族</td><td>6,500 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ　子</td><td>9,200 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">15歳に達する日以後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子</td><td>１人につき
5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>4,664,800 円</td><td>19 人</td><td>20,460 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">住居手当
（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="6">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td colspan="2">家賃の額に応じ、
最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td colspan="2">借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>3,505,800 円</td><td>13 人</td><td>22,473 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
</table>

区分	内　　容		
	対象職員	支　給　月　額	
通勤手当	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア　交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 ＜最高限度額　55,000 円＞
		イ　自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額　2,200 円から　46,400 円の範囲内で支給
		ウ　特別急行列車等利用	１か月の特別急行料金等の２分の１の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については２万円を限度）
		エ　駐車料金を負担している場合	（ﾊｰｸﾞｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 （１ヶ月あたり　3,000 円を上限とする。） （その他の駐車場代の加算） 県の支給要件に合致しないため制度を設けていない
		オ　ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
3,470,440 円	26 人	11,123 円

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
理 事 長	100,000 円	なし	
常務理事 （常勤）	302,000 円	６月期 　給料月額に1.65を乗じて得た額に、扶養手当に1.07を乗じて得た額を加算 １２月期 　給料月額に1.70を乗じて得た額に、扶養手当に1.16を乗じて得た額を加算	その他、扶養手当、通勤手当を支給
非常勤理事	理事会出席 1回につき9,000円	なし	
非常勤監事	監査1回につき 30,000円 評議員会・理事会 出席1回につき 9,000円	なし	

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）
4,612,427 円	1 人	384,369 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額
1,482,000 円	10 人	12,350 円

７　給与制度の変更

変更なし

（６） 公益財団法人 鳥取童謡・おもちゃ館 給与等状況報告書

１ 職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
13 人	32,848 千円	4,378 千円	10,719 千円	47,945 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

２ 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職			専門職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
206,433 円	223,777 円	43 歳	249,633 円	286,097 円	39 歳

（注）１ 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２ 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

３ 職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	163,900 円	経験年数加算あり 有期雇用職員については理事長が別に定める
	高校卒	135,400 円	経験年数加算の場合あり 有期雇用職員については理事長が別に定める
専門職	大学卒	163,900 円	経験年数加算あり
	高校卒	135,400 円	経験年数加算あり

４ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分＼経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
専門職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　訳</th></tr>
<tr><td>期末手当
勤勉手当</td><td>〔支給割合〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.155　月分</td><td>0.735　月分</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.275　月分</td><td>0.885　月分</td></tr>
<tr><td>計</td><td>2.43　月分</td><td>1.62　月分</td></tr>
</table>
職制上の段階、職務の級等による加算措置　無

〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>10,719,257 円</td><td>13 人</td><td>824,558 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td>〔支給率〕

退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。

〔令和元年度実績〕
なし</td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当</td><td>〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>1,953,185 円</td><td>13 人</td><td>150,245 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td>一定の管理または監督の地位にある職員</td><td colspan="2">規定なし</td></tr>
<tr><td rowspan="7">扶養手当
（県・市の規定に準ずる）</td><td rowspan="7">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td>ア　配偶者、子以外の扶養親族</td><td>6,500 円</td></tr>
<tr><td>イ　子</td><td>9,200 円</td></tr>
<tr><td>15歳に達する日以後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子</td><td>１人につき
5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>547,200 円</td><td>3 人</td><td>15,200 円</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">住居手当
（県・市の規定に準ずる）</td><td rowspan="7">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td>家賃の額に応じ、
最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td>借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>1,209,000 円</td><td>4 人</td><td>25,188 円</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

区分	内　　容		
	対象職員	支　給　月　額	
通勤手当 （県・市の規定に準ずる）	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア　交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 ＜最高限度額　　55,000 円＞
		イ　自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額　　1,600 円から　　50,100 円の範囲内で支給
		ウ　特別急行列車等利用	１か月の特別急行料金等の３分の２の額を加算（高速自動車国道等特別料金については２分の１を加算、１ヶ月あたり２万円を限度）
		エ　駐車料金を負担している場合	（ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 （１ヶ月あたり　　3,000 円を上限とする。） （その他の駐車場代の加算） イに掲げる職員のうち、通勤のため自動車を使用及び駐車場の利用に係る料金を負担することを常例とする場合、１月当たりの当該料金が1,000円を超えるときは1,000円を加算
		オ　ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
668,874 円	6 人	9,290 円

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
理 事 長 （常勤）	303,600　円	６月期　1.155 月分 12月期　1.275 月分 級別加算　45%	その他、通勤手当を支給
理事 （非常勤）	理事会出席 1回あたり5,000円		
監事 （非常勤）	理事会評議員会 1回あたり5,000円 監査出席 1回あたり20,000円		

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）
4,904,934 円	1 人	408,745 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額
135,000 円	10 人	1,125 円

７　給与制度の変更

変更なし

（7）公益財団法人鳥取県スポーツ協会　給与等状況報告書

1　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
55 人	176,549 千円	22,663 千円	63,227 千円	262,439 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職			専門職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
263,693 円	296,803 円	45 歳	282,871 円	302,429 円	33 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	157,300 円	1級13号
	高校卒	139,700 円	会長が別に定める
専門職	大学卒	208,100 円	体育指導員
	高校卒	― 円	

4　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分＼経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	193,300 円	224,600 円	276,200 円	― 円	
	高校卒	163,200 円	199,100 円	― 円	― 円	
専門職	大学卒	251,700 円	296,400 円	― 円	― 円	
	高校卒	― 円	― 円	― 円	― 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	内　　訳

期末手当 勤勉手当

〔支給割合〕

区　分	期末手当	勤勉手当
６月期	1.215　月分	0.81　月分
12月期	1.215　月分	0.81　月分
計	2.43　月分	1.62　月分

職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
63,226,549 円	55 人	1,149,574 円

退職手当

〔支給率〕

退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。

〔令和元年度実績〕

１人当たりの平均支給額　2,008,331円

時間外勤務手当

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
4,321,021 円	43 人	100,489 円

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="6">管理職手当</td><td rowspan="6">一定の管理または監督の地位にある職員</td><td colspan="2">事務局長　給料月額の16%相当額又は月額50,000円のいずれか高い額
園長及び館長　50,000 円
事務局次長　30,000 円
リーダー、統括主幹及び施設次長　20,000 円
〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり平均支給月額</td></tr>
<tr><td>6,960,000 円</td><td>18 人</td><td>32,222 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">扶養手当（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="6">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td>ア　配偶者、子以外の扶養親族
ただし、行政職給料表８級、９級及び同相当職は右のとおり。</td><td>6,500 円
８級：3,500円
９級：支給しない</td></tr>
<tr><td>イ　子</td><td>9,200 円</td></tr>
<tr><td>15歳に達する日以後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子</td><td>１人につき
5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり平均支給月額</td></tr>
<tr><td>5,104,000 円</td><td>24 人</td><td>17,722 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">住居手当（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="6">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td>家賃の額に応じ、
最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td>借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり平均支給月額</td></tr>
<tr><td>2,502,000 円</td><td>9 人</td><td>23,167 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="6">通勤手当
（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="6">交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</td><td>ア　交通機関等利用者</td><td>次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。
①支給単位期間の間通用する定期券の額
②通勤21回分の回数券の額
＜最高限度額　　55,000 円＞</td></tr>
<tr><td>イ　自動車等使用者</td><td>通勤距離に応じ、月額　　1,600 円から　　50,100 円の範囲内で支給</td></tr>
<tr><td>ウ　特別急行列車等利用</td><td>１か月の特別急行料金等の３分の２の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については２万円を限度）</td></tr>
<tr><td>エ　駐車料金を負担している場合</td><td>（ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ）
公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給
（１ヶ月あたり　　3,000 円を上限とする。）
※令和２年度新設
（駐車場代の加算）
通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る１月あたりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給（1か月あたり1,000円を上限とす
《指定公署》
<table><tr><th>公署</th><th>所在地</th></tr><tr><td>（1）本庁のうち、所在地が右欄のもの</td><td>鳥取市東町一丁目220</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>オ　ノーマイカー運動に参加する場合</td><td>ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
<table><tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給月額</th></tr><tr><td>3,775,800 円</td><td>49 人</td><td>6,421 円</td></tr></table></td></tr>
</table>

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
会長	100,000 円	該当なし	
専務理事	315,600 円	６月期　2.025 月分 12月期　2.025 月分 ３月期　― 月分	
理事	―　円	該当なし	会議出席報酬　1回当たり3,000円 （理事、監事） 監事報酬　1日当たり30,000円
監事	―　円		

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）
5,321,019 円	1 人	443,418 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額
1,200,000 円	1 人	100,000 円

７　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
①期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 勤勉　0.81月分 12月　期末　1.215月分 勤勉　0.81月分	6月　期末　1.145月分 勤勉　0.785月分 12月　期末　1.285月分 勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定
②役員報酬	6月期　2.025月分 12月期　2.025月分	6月期　1.930月分 12月期　2.070月分	県の制度に準じた改定
③通勤手当	通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る１月あたりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給（1か月あたり1,000円を上限とする。）	支給なし	県の制度に準じた改正

（２）適用日

令和２年４月１日

（８）智頭急行株式会社　給与等状況報告書

１　従業員給与の状況（令和元年度）

従業員数	給与費			
	給料	従業員手当	期末・勤勉手当	計
77 人	234,927 千円	56,960 千円	79,297 千円	371,184 千円

（注）従業員手当は、退職手当、賞与を含みません。

２　従業員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
253,975 円	315,554 円	40 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の従業員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（賞与及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

３　従業員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	169,100 円	
	高校卒	147,500 円	

４　従業員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分＼経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	― 円	― 円	― 円	346,500 円	
	高校卒	174,400 円	203,000 円	― 円	― 円	

５　従業員手当の状況（令和２年４月１日現在）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　訳</th></tr>
<tr><td>期末・勤勉手当</td><td>〔支給割合〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.215　　月分</td><td>0.81　　月分</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.215　　月分</td><td>0.81　　月分</td></tr>
<tr><td>計</td><td>2.43　　月分</td><td>1.62　　月分</td></tr>
</table>
（注）期末・勤勉手当は会社の業績を勘案して支給しています。

〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給従業員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>79,296,980 円</td><td>77 人</td><td>1,029,831 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td>〔退職金〕
退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。

〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給額　　－ 円</td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当</td><td>〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給従業員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>19,912,478 円</td><td>65 人</td><td>306,346 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

区分	内容			
	対象職員	支給月額		
役職手当	一定の管理または監督の地位にある従業員	職名に応じて定額を支給 部　長　50,000　円 次　長　40,000　円 課　長　35,000　円 〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給月額
		1,645,000 円	4 人	34,271 円
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する従業員	ア　配偶者		6,500 円
		イ　22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		9,200 円
		ウ　配偶者及び子以外の扶養親族		6,500 円
		エ　配偶者のない従業員の子のうち1人目まで		10,000 円
		ウの3人目以降		1人につき 3,000 円
		16～22歳までの子		1人につき 5,000 円を加算
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給月額
		9,816,800 円	39 人	20,976 円
住宅手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている従業員、自ら所有する住宅に居住する従業員	借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高　30,000 円まで支給	
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給月額
		5,604,000 円	19 人	24,579 円
特殊勤務手当	専ら運転業務若しくは車掌業務に従事する者又は運転士若しくは車掌以外の従業員が運転若しくは車掌業務に従事した場合	職名に応じて定額を支給 運転士　20,000 円　車掌　5,000 円 〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給月額
		6,214,000 円	31 人	16,704 円
		職種に応じて乗務日数に日額を乗じて支給 運転手当　1,000円/日　車掌手当　250円/日 〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給月額
		19,750 円	2 人	823 円

区分	内容			
	対象職員	支給月額		
管理職社員 特別勤務手当	災害等の対応のため正規の労働時間以外の公休日等又は深夜に勤務した管理職社員	公休日等出勤の場合 部長　10,000　円　　次長・課長　8,000　円 公休日等以外の日の午前0時から午後5時に勤務した場合 部長　5,000　円　　次長・課長　4,000　円 〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給従業員数	1人当たり 平均支給月額
		68,000 円	2 人	2,833 円
通勤手当	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している従業員	ア　交通機関等利用者	交通機関等が発行している最長期間の定期券の額をその期間にて除した額	
		イ　自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額　2,000 円から　31,600 円の範囲内で支給	
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給従業員数	1人当たり 平均支給月額
		13,680,144 円	72 人	15,834 円

6　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
常勤役員(2名)	1,808,000 円	なし	基本額の15.0%自主削減（1名）
非常勤役員	0 円		
非常勤監査役	0 円		

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給役員数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
21,410,000 円	2　人	892,083 円

※期末手当、通勤手当等、各種手当の支給なし

②非常勤役員

支給なし

7　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分 12月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分	6月　期末　1.145月分 　　勤勉　0.785月分 12月　期末　1.285月分 　　勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定

（２）適用日

令和２年４月１日

（９）公益財団法人鳥取県教育文化財団　給与等状況報告書

１　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
17 人	50,321 千円	9,979 千円	17,041 千円	77,341 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

２　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職			文化財主事職・事務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
230,521 円	265,375 円	47 歳	391,133 円	494,967 円	53 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

３　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	169,100 円	県の初任給給料表×０．９の額の直近上位の金額を支給
	高校卒	143,000 円	
文化財主事職・事務職	大学卒	－ 円	県職員としての発令給料を支給
	高校卒	－ 円	

４　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分 ＼ 経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
文化財主事職・事務職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　訳</th></tr>
<tr><td>期末手当
勤勉手当
（県の規定に
準ずる）</td><td>〔支給割合〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.215　月分</td><td>0.795　月分</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.215　月分</td><td>0.795　月分</td></tr>
<tr><td>計</td><td>2.43　月分</td><td>1.59　月分</td></tr>
</table>
（注）勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>17,041,432 円</td><td>17 人</td><td>1,002,437 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td>〔支給率〕
中小企業退職共済法に基づく制度に加入し、その定められた額（役員、県退職職員は制度なし。）

〔令和元年度実績〕
なし</td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当
（県の規定に
準ずる）</td><td>〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>5,279,080 円</td><td>14 人</td><td>377,077 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td>管理職手当
（県の規定に準ずる）</td><td>一定の管理または監督の地位にある職員</td><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
なし
［県の「管理職手当に関する規則」に準じる。支給対象は調査室長のみ。令和元年度の調査室長は行政職６級以上の者ではなかったので、支給の実績はなし。］</td></tr>
<tr><td rowspan="6">扶養手当
（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="6">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td>ア　配偶者、子以外の扶養親族
ただし、行政職給料表８級、９級及び同相当職は右のとおり。</td><td>6,500 円
８級：3,500円
９級：支給しない</td></tr>
<tr><td>イ　子（配偶者のない職員の子のうち</td><td>9,200 円</td></tr>
<tr><td>15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日まで</td><td>１人につき
5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>1,030,800 円</td><td>6 人</td><td>14,317 円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">住居手当
（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="6">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td>家賃の額に応じ、
最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td>借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>1,577,000 円</td><td>6 人</td><td>21,903 円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="6">通勤手当
（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="6">交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</td><td>ア　交通機関等利用者</td><td>次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。
①支給単位期間の間通用する定期券の額
②通勤21回分の回数券の額
＜最高限度額　　55,000 円＞</td></tr>
<tr><td>イ　自動車等使用者</td><td>通勤距離に応じ、月額　　1,600 円から　　50,100 円の範囲内で支給</td></tr>
<tr><td>ウ　特別急行列車等利用</td><td>１か月の特別急行料金等の３分の２の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については２万円を限度）</td></tr>
<tr><td>エ　駐車料金を負担している場合</td><td>（ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ）
公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給
（１ヶ月あたり　　3,000 円を上限とする。）

（その他の駐車場代の加算）
県の支給要件に合致しないため制度を設けていない</td></tr>
<tr><td>オ　ノーマイカー運動に参加する場合</td><td>ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
<table><tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給月額</th></tr><tr><td>2,091,840 円</td><td>16 人</td><td>10,895 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">単身赴任手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="2">異動等を原因として単身赴任となった職員</td><td colspan="2">月額　30,000円＋加算額
〔加算額〕
職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
該当なし</td></tr>
</table>

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
理 事 長	319,600 円	６月期　1.215　月分 12月期　1.215　月分	勤勉手当　0.795　月分 勤勉手当　0.795　月分
非常勤評議員	１回　10,200 円	支給なし	
非常勤理事（理事会等）	１回　10,200 円		
非常勤監事（理事会等）	１回　10,200 円		
非常勤監事（監査）	１回　30,000 円		

〔令和１年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）
5,405,786 円	１ 人	450,482 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額
415,800 円	13 人	2,665 円

７　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分 12月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分	6月　期末　1.145月分 　　勤勉　0.785月分 12月　期末　1.285月分 　　勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定

（２）適用日

令和２年４月1日

（10）公益社団法人鳥取県臓器・アイバンク　給与等状況報告書

１　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	6,022 千円	621 千円	1,730 千円	8,373 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

２　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
215,100 円	237,312 円	44 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

３　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区　分		初　任　給	備　考
コーディネーター職	大学卒	－ 円	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他事情を考慮し、県給与条例に準じて常務理事が決定する。
	高校卒	－ 円	
事務職	大学卒	－ 円	
	高校卒	－ 円	

４　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区　分 ＼ 経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
コーディネーター職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
事務職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　訳</th></tr>
<tr><td>期末手当
勤勉手当
（県の規定に準ずる）</td><td>〔支給割合〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.215　月分</td><td>0.795　月分</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.215　月分</td><td>0.795　月分</td></tr>
<tr><td>計</td><td>2.43　月分</td><td>1.59　月分</td></tr>
</table>
（注）勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　無

〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給年額　865,459　円</td></tr>
<tr><td>退職手当
（県の規定に準ずる）</td><td>〔支給率〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>自己都合</th><th>勧奨・定年</th></tr>
<tr><td>勤続 20 年</td><td>19.6695　月分</td><td>24.58675　月分</td></tr>
<tr><td>勤続 25 年</td><td>28.0395　月分</td><td>33.27075　月分</td></tr>
<tr><td>勤続 35 年</td><td>39.7575　月分</td><td>47.70900　月分</td></tr>
<tr><td>勤続 40 年</td><td>44.7795　月分</td><td>47.70900　月分</td></tr>
</table>
（その他の加算措置）
定年前早期退職特例措置（　2%～　20%加算）
25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勧奨等により退職する場合に加算があります。

〔令和元年度実績〕
実績なし</td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当</td><td>〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給年額　84,004　円</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td>一定の管理または監督の地位にある職員</td><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
実績なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">扶養手当
(県の規定に準ずる)</td><td rowspan="4">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td>ア　配偶者、子以外の扶養親族
ただし、行政職給料表８級、９級及び同相当職は右のとおり。</td><td>6,500 円
８級：3,500円
９級：支給しない</td></tr>
<tr><td>イ　子</td><td>9,200 円</td></tr>
<tr><td>15歳に達する日以後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子</td><td>１人につき
5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給月額　6,500　円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住居手当
(県の規定に準ずる)</td><td rowspan="3">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td>家賃の額に応じ、
最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td>借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給月額　22,700　円</td></tr>
</table>

区分	内　　容		
	対象職員	支　給　月　額	
通勤手当 （県の規定に準ずる）	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア　交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 ＜最高限度額　　55,000 円＞
		イ　自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額　　1,600 円から　　50,100 円の範囲内で支給
		ウ　特別急行列車等利用	１か月の特別急行料金等の２分の１の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については２万円を限度）
		エ　駐車料金を負担している場合	（ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 （１ヶ月あたり　　3,000 円を上限とする。） （その他の駐車場代の加算） 県の支給要件に合致しないため制度を設けていない
		オ　ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
155,535 円	3 人	4,320 円

7　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分 12月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分	6月　期末　1.145月分 　　勤勉　0.785月分 12月　期末　1.285月分 　　勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定

（２）適用日

令和２年４月1日

(11)　公立大学法人　公立鳥取環境大学　給与等状況報告書

1　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
98 人	460,199 千円	72,343 千円	170,881 千円	703,422 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

教員			事務職員		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
457,095 円	515,508 円	51 歳	294,147 円	375,286 円	44 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
教員		－ 円	職位、経験等を考慮して決定
事務職員	大学卒	179,700 円	県職員より４号給下位
	高校卒	147,500 円	県職員より４号給下位

4　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分＼経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
教員		428,300 円	417,667 円	509,600 円	－ 円	
事務職員	大学卒	－ 円	－ 円	301,000 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	内　　訳

期末手当
勤勉手当

（県の規定に準ずる）

〔支給割合〕

区　分	期末手当	勤勉手当
６月期	1.215　月分 （　0.655 ）	0.81　月分 （　0.42 ）
12月期	1.215　月分 （　0.655 ）	0.81　月分 （　0.42 ）
計	2.43　月分 （　1.31 ）	1.62　月分 （　0.84 ）

（注）（　　）内の数値は、定年後再雇用の職員の支給割合を記載しています。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　　有

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
170,880,501 円	98 人	1,743,679 円

退職手当

（県の規定に準ずる）

〔支給率〕

区　分	自己都合	定年
勤続 20 年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続 25 年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続 35 年	39.7575　月分	47.709　月分
勤続 40 年	44.7795　月分	47.709　月分

〔令和元度実績〕

１人当たりの平均支給額　　3,843,219 円
（　　－　　円 ）

（注）１　（　　）内は、定年による退職者への支給実績を再掲したものです。
２　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

時間外勤務手当

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
11,383,316 円	30 人	379,444 円

区分	内容			
	対象職員	支給月額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	副学長 113,900 円 学部長ほか 98,400 円 研究科長ほか 77,300 円 副学長補佐 69,500 円 副学部長ほか 61,700 円 副センター長ほか 46,300 円 事務局長 92,800 円 事務局次長ほか 61,700 円 課長ほか 46,300 円 参事ほか 41,300 円		
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		19,172,400 円	25 人	63,908 円
扶養手当 （県の規定に準ずる）	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア　配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表８級、９級及び同相当職は右のとおり。		6,500 円 ８級：3,500円 ９級：支給しない
		イ　子		9,200 円
		15歳に達する日以後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子		１人につき 5,000 円を加算
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		11,901,586 円	53 人	18,713 円
住居手当 （県の規定に準ずる）	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア　借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高　27,000 円まで支給	
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		15,826,900 円	52 人	25,364 円

区分	内　　容			
	対象職員	支　給　月　額		
通勤手当	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア　交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 ＜最高限度額　55,000 円＞	
		イ　自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額　1,900 円から　39,300 円の範囲内で支給	
		ウ　路線バス等と連携したスクールバスを利用する場合	利用期間を年度単位とした当該年度間利用できる乗車証を1通支給	
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
		5,236,720 円	74 人	5,897 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員	勤務時間１時間につき、給与額に１００分の１３５を乗じて得た額		
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
		851,759 円	21 人	3,380 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により休日に勤務した管理職員	副学長及び事務局長　10,000 円 学部長ほか　8,000 円 副学長補佐　7,000 円 副学部長ほか　6,000 円 （勤務時間が６時間を超えた場合は、150/100） 〔令和元年度実績〕 １人当たりの平均支給月額　2,750 円		
大学院研究指導手当	学部の専任教員のうち、大学院において大学院生の研究指導を担当するもの	研究指導を行う大学院生の人数にかかわらず、当該月の給料額に100分の3を乗じて得た額		
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
		1,319,463 円	9 人	12,217 円

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">大学院
授業手当</td><td rowspan="4">学部の専任教員のうち、大学院の授業科目又は演習科目を担当するもの</td><td colspan="2">授業科目又は演習科目2時間を15回担当するごとに
50,000円

〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>1,000,000 円</td><td>19 人</td><td>4,386 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域貢献手当</td><td rowspan="4">本学の学生以外の者への教育サービスの提供として講義等の業務に従事した教員</td><td colspan="2">１時間につき3,000円（休日等に従事する場合は5,600円）
（１日当たり限度額　16,800円）
〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>958,400 円</td><td>30 人</td><td>2,662 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">入試手当</td><td rowspan="4">学部又は大学院の入学者選抜試験の問題作成、採点等の業務に従事した教員</td><td colspan="2">教科・科目の問題作成業務　　１回当たり40,000円
（責任者は60,000円）
教科問題の作成補助業務ほか　１回当たり10,000円

〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>2,650,000 円</td><td>58 人</td><td>3,807 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">センター
試験手当</td><td rowspan="4">大学入試センター試験の試験実施業務に従事した教員</td><td colspan="2">１日当たり10,000円
（業務に従事した時間が４時間以内の場合は5,000円）

〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>440,000 円</td><td>41 人</td><td>894 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>ＴＯＥＩＣ
試験手当</td><td>ＴＯＥＩＣ公開テストの試験実施業務に従事した職員</td><td colspan="2">１回当たり5,000円

〔令和元年度実績〕　　実績無し</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td>ＴＥＡＳ
審査手当</td><td>ＴＥＡＳ審査業務に従事した職員</td><td colspan="2">主任審査員　　１時間当たり3,000円
（休日等に従事する場合は5,600円）
副査　　１時間当たり1,500円
（休日等に従事する場合は2,800円）

〔令和元年度実績〕　　実績無し</td></tr>
<tr><td>資格取得等
支援業務手当</td><td>本学の学生に対して資格取得支援及び基礎学力向上など、授業以外で講座等の業務に従事した教員</td><td colspan="2">１時間につき2,000円（１日当たり限度額は10,000円）

〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給月額　　1,250 円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">免許状更新
講習手当</td><td rowspan="4">教員免許状更新講習の講義等の業務に従事した教員</td><td colspan="2">１時間につき5,600円

〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>691,600 円</td><td>16 人</td><td>3,602 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>施設管理手当</td><td>施設の管理業務に従事する再雇用職員</td><td colspan="2">月額20,000円

〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給月額　　20,000 円</td></tr>
<tr><td>兼務役員手当</td><td>職員を兼務する役員</td><td colspan="2">月額100,000円以内で理事長が別に定める額

〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給月額　　51,200 円</td></tr>
</table>

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
理 事 長	912,000 円	６月期　1.325 月分 12月期　1.365 月分	
副理事長	510,000 円		
理事	410,000 円		
非常勤理事	日額 26,100 円	支給無し	
非常勤監事	日額 26,100 円		
兼務役員	51,200 円		※手当のみ（再掲）

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額 （期末手当等含む）
28,679,115 円	3 人	796,642 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額
403,500 円	3 人	11,208 円

③兼務役員（手当のみ）　（再掲）

支給総額	支給職員数	１人当たり 平均支給月額
614,400 円	1 人	51,200 円

７　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
教員給料表	平均0.19%の増額		本学が準用している国立大学の参考給与表が改正されたため変更
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分 12月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分	6月　期末　1.145月分 　　勤勉　0.785月分 12月　期末　1.285月分 　　勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定

（２）適用日

令和２年４月1日

（12）公益財団法人鳥取県環境管理事業センター 給与等状況報告書

１　職員給与の状況（令和元年度）

給与費	8,758　千円

（注）職員数５人（うち鳥取県派遣４人）

３　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区　　分	初　任　給	備　　考
一般職	― 円	県給与条例の適用を受ける者の例による。ただし、官公署又は事業所を退職し、センターに採用された職員については理事長が別に定める。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

区　分　　内　　訳

期末手当 勤勉手当

〔支給割合〕

区　分	期末手当	勤勉手当
６月期	1.215　月分	0.795月分
12月期	1.215　月分	0.795月分
計	2.43　月分	1.59月分

（注）勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
2,821,827 円	4 人	705,457　円

退職手当（県の規定に準ずる）

〔支給率〕

区　分	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.58675　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.70900　月分
勤続40年	44.7795　月分	47.70900　月分

（その他の加算措置）

定年前早期退職特例措置　（２％～20％加算）

＊25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前勧奨等により退職する場合に加算があります。

〔令和元年度実績〕

実績なし

時間外勤務手当（県の規定に準ずる）

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
999,417 円	4 人	249,854 円

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td>管理職手当
(県の規定に準ずる)</td><td>一定の管理または監督の地位にある職員</td><td colspan="2">県給与条例の給与表、職務の級、手当区分に応じた定額を支給

〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給月額　58,200　円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">扶養手当
(県の規定に準ずる)</td><td rowspan="4">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td>ア　配偶者、子以外の扶養親族
ただし、行政職給料表８級、９級及び同相当職は右のとおり。</td><td>6,500 円
８級：3,500円
９級：支給しない</td></tr>
<tr><td>イ　子</td><td>9,200 円</td></tr>
<tr><td>満15歳に達する日以後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子</td><td>１人につき
5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
該当なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住居手当
(県の規定に準ずる)</td><td rowspan="3">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td>家賃の額に応じ、
最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td>借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
該当なし</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="3">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="8">通勤手当
（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="8">交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</td><td>ア　交通機関等利用者</td><td colspan="2">次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。
①支給単位期間の間通用する定期券の額
②通勤21回分の回数券の額
＜最高限度額　　55,000 円＞</td></tr>
<tr><td>イ　自動車等使用者</td><td colspan="2">通勤距離に応じ、月額　　1,600 円から　　50,100 円の範囲内で支給</td></tr>
<tr><td>ウ　特別急行列車等利用</td><td colspan="2">１か月の特別急行料金等の３分の２の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については一ヶ月あたり２万円を限度）</td></tr>
<tr><td>エ　駐車料金を負担している場合</td><td colspan="2">（駐車場代の加算）
通勤のため4輪の自動車を使用し駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る１月あたりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給（1か月あたり1,000円を上限とする。）
《センター指定公署》米子市明治町105
（ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ）
公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給（1か月あたり3,000円を上限とする。）</td></tr>
<tr><td>オ　ノーマイカー運動に参加する場合</td><td colspan="2">ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>1,762,366 円</td><td>4 人</td><td>36,716 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">管理職特別勤務手当
（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="2">管理職手当が支給される職員で臨時または緊急の業務で週休日に従事した職員</td><td colspan="3">管理職手当の支給区分に応じて支給</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給年額　　24,000　円</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
理　事　長	350,000 円	６月期　1.015　月分 12月期　1.015　月分	加算率　４５％
非常勤理事	― 円		理事会出席に際し、交通費及び報酬10,000円を支給
非常勤監事	― 円		理事会、監査、評議員会出席に際し、交通費及び報酬10,000円を支給

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）
5,924,226 円	1 人	493,686 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額
380,000 円	6 人	5,278 円

７　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分 12月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分	6月　期末　1.145月分 　　勤勉　0.785月分 12月　期末　1.285月分 　　勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定

（２）適用日

令和２年４月１日

(13)　公益財団法人　鳥取県食鳥肉衛生協会　給与等状況報告書

1　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
9 人	25,960 千円	5,712 千円	8,537 千円	40,209 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

食鳥検査員（専門職）			一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
238,000 円	297,642 円	64 歳	249,400 円	286,300 円	55 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
食鳥検査員（専門職）	大学卒	238,000 円	月額　固定
	高校卒	― 円	―
一般職	大学卒	238,000 円	月額　固定
	高校卒	143,000 円	行政職１級５号給（上限４級５号給）

4　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分＼経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
食鳥検査員（専門職）	大学卒	― 円	― 円	― 円	― 円	経験年数に関係なく固定給
	高校卒	― 円	― 円	― 円	― 円	
一般職	大学卒	― 円	― 円	― 円	― 円	
	短大卒	― 円	186,500 円	― 円	― 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	内　　訳

期末手当
勤勉手当
（県の規定に準ずる）

〔支給割合〕

区　分	期末手当	勤勉手当
６月期	1.215　月分 （　0.945　）	0.795　月分 （　0.970　）
12月期	1.215　月分 （　1.085　）	0.795　月分 （　0.970　）
計	2.43　月分 （　2.03　）	1.59　月分 （　1.94　）

（注）（　　）内の数値は、行政職8級、9級以上の職員の支給割合です。
勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される
支給割合を記載しています。

職制上の段階、職務の
級等による加算措置　　有

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
8,536,466 円	9 人	948,496 円

退職手当
（県の規定に準ずる）

〔支給率〕

区　分	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	19.66950　月分	24.586875　月分
勤続 25 年	28.03950　月分	33.270750　月分
勤続 35 年	39.75750　月分	47.709000　月分
勤続 40 年	44.77950　月分	47.709000　月分

一般職（短大卒）は県の規定を適用。

平成２６年度より常勤役員、事務局長及び食鳥検査員の退職手当制度を廃止。

（その他の加算措置）
定年前早期退職特例措置　　制度なし

〔令和元年度実績〕　　該当なし

時間外勤務手当

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
134,747 円	5 人	26,949 円

区分	内　　容			
	対象職員	支　給　月　額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	１カ月あたり13,600円支給する。 〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	１人当たり 平均支給月額
		163,200 円	1 人	13,600 円
扶養手当 （県の規定に準ずる）	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア　配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表８級、９級及び同相当職は右のとおり。		6,500 円 ８級：3,500円 ９級：支給しない
		イ　子		9,200 円
		15歳に達する日以後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子		１人につき 5,000 円を加算
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	１人当たり 平均支給月額
		546,000 円	6 人	7,583 円
住居手当 （県の規定に準ずる）	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア　借家・借間居住者		家賃の額に応じ、 最高　27,000 円まで支給
		イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者		借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	１人当たり 平均支給月額
		42,000 円	1 人	3,500 円

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="3">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="7">通勤手当
（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="7">交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</td><td>ア　交通機関等利用者</td><td colspan="2">次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。
①支給単位期間の間通用する定期券の額
②通勤21回分の回数券の額
＜最高限度額　55,000 円＞</td></tr>
<tr><td>イ　自動車等使用者</td><td colspan="2">通勤距離に応じ、月額　1,600 円から　50,100 円の範囲内で支給</td></tr>
<tr><td>ウ　特別急行列車等利用</td><td colspan="2">１か月の特別急行料金等の３分の２の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については２万円を限度）</td></tr>
<tr><td>エ　駐車料金を負担している場合</td><td colspan="2">（ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ）
公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給
（１ヶ月あたり　3,000 円を上限とする。）
（その他の駐車場代の加算）
県の支給要件に合致しないため制度を設けていない</td></tr>
<tr><td>オ　ノーマイカー運動に参加する場合</td><td colspan="2">ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり平均支給月額</td></tr>
<tr><td>844,600 円</td><td>9 人</td><td>7,820 円</td></tr>
<tr><td>※
特殊勤務手当</td><td>食鳥検査業務に従事する常勤職員（検査専門員）</td><td colspan="3">食鳥検査をする場合は、１カ月あたり22,000円支給する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり平均支給月額</td></tr>
<tr><td>1,848,000 円</td><td>7 人</td><td>22,000 円</td></tr>
<tr><td>※
獣医師手当</td><td>食鳥検査業務に従事する職員</td><td colspan="3">１カ月あたり10,000円支給する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり平均支給月額</td></tr>
<tr><td>840,000 円</td><td>7 人</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>※
早朝勤務手当</td><td>食鳥検査業務に従事する職員（検査専門員）</td><td colspan="3">１カ月あたり12,000円支給する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり平均支給月額</td></tr>
<tr><td>1,008,000 円</td><td>7 人</td><td>12,000 円</td></tr>
<tr><td>※
班長手当</td><td>班長である職員</td><td colspan="3">１カ月あたり10,000円支給する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり平均支給月額</td></tr>
<tr><td>360,000 円</td><td>3 人</td><td>10,000 円</td></tr>
</table>

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
理 事 長	20,400 円	―	
常務理事	271,800 円	6月期　1.215　月分 12月期　1.215　月分	期末手当に事務局長手当を適用
上記以外の理事	40,800 円	―	年額
監　　事	81,600 円	―	年額
評 議 員	40,800 円	―	年額

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
4,907,095 円	1 人	408,925 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額
775,200 円	12 人	5,383 円

７　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分 12月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分	6月　期末　1.145月分 　　勤勉　0.785月分 12月　期末　1.285月分 　　勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定

（２）適用日

令和２年４月１日

(14)　公益財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター給与等状況報告書

1　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	7,302 千円	489 千円	2,196 千円	9,987 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
204,767 円	217,067 円	60 歳

（注）1　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	― 円	鳥取県生活衛生営業指導センター補助金交付要綱の規定の範囲内で理事長が定めるものとする
	高校卒	― 円	

4　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分 ＼ 経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	― 円	― 円	― 円	― 円	
	高校卒	― 円	― 円	― 円	― 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　訳</th></tr>
<tr><td>期末手当
勤勉手当</td><td>〔支給割合〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.215　月分</td><td>0.81　月分</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.215　月分</td><td>0.81　月分</td></tr>
<tr><td>計</td><td>2.43　月分</td><td>1.62　月分</td></tr>
</table>
職制上の段階、職務の級等による加算措置　無
〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>2,196,283 円</td><td>3 人</td><td>732,094 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td>〔支給率〕
退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。
〔令和元年度実績〕
なし</td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当
(県の規定に準ずる)</td><td>〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>96,930 円</td><td>3 人</td><td>32,310 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="3">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td></td><td colspan="3">制度なし</td></tr>
<tr><td rowspan="7">扶養手当
（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="7">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td colspan="2">ア　配偶者、子以外の扶養親族
ただし、行政職給料表８級、９級及び同相当職は右のとおり。</td><td>6,500 円
８級：3,500円
９級：支給しない</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ　子</td><td>9,200 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子</td><td>1人につき
5,000 円
を加算</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>149,500 円</td><td>2 人</td><td>6,229 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">住居手当
（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="3">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td colspan="2">家賃の額に応じ、
最高　27,000　円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td colspan="2">借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕
該当なし</td></tr>
</table>

区分	内容		
	対象職員	支給月額	
通勤手当 （県の規定に準ずる）	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア　交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 ＜最高限度額　55,000 円＞
		イ　自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額　1,600 円から　50,100 円の範囲内で支給
		ウ　特別急行列車等利用	特別急行料金等の３分の２の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については１ヶ月あたり２万円を限度）
		エ　駐車料金を負担している場合	（ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 （１ヶ月あたり　3,000 円を上限とする。） （その他の駐車場代の加算） 県の支給要件に合致しないため制度を設けていない
		オ　ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
242,100 円	3 人	6,725 円

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　考
理 事 長	無報酬	なし	
副理事長	無報酬		
常務理事	無報酬		
上記以外の理事	無報酬		
監事	無報酬		

〔令和元年度実績〕

該当なし

７　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分 12月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分	6月　期末　1.145月分 　　勤勉　0.785月分 12月　期末　1.285月分 　　勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定

（２）適用日

令和２年４月１日

（15）鳥取県住宅供給公社　給与等状況報告書

1　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	10,579 千円	779 千円	2,752 千円	14,110 千円

（注）1　職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。
　　2　職員数には、再雇用職員を含みます。

2　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職			備考
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	
294,886 円	313,919 円	53 歳	鳥取県の例による。 （経営状況を踏まえ令和２年４月から令和３年３月は、県職員の給与に関する条例で定める額から一般職は5.9%削減。）

（注）1　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
　　2　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	175,402 円	鳥取県の例による。 （経営状況を踏まえ令和２年４月から令和３年３月は県職員の給与に関する条例で定める額から一般職は5.9%削減。）
	高校卒	143,032 円	同上

4　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分 ＼ 経験年数		5年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	内　　訳

期末手当
勤勉手当

〔支給割合〕

区　分	期末手当	勤勉手当
６月期	0.69　月分	0.81　月分
12月期	0.69　月分	0.81　月分
計	1.38　月分	1.62　月分

（注）経営状況を踏まえ、期末手当について令和２年４月から令和３年３月は県職員の給与に関する条例で定める割合から年間1.05月削減した支給割合を適用。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
2,752,205 円	3 人	917,402 円

退職手当

（県の規定に準ずる）

〔支給率〕

区　分	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	19.6695　月分	24.58688　月分
勤続 25 年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続 35 年	39.7575　月分	47.70900　月分
勤続 40 年	44.7795　月分	47.70900　月分

（その他の加算措置）

定年前早期退職特例措置（２％～20％加算）

25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前勧奨等により退職する場合に加算があります。

〔令和元年度実績〕

実績なし

時間外勤務手当

（県の規定に準ずる）

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
275,937 円	3 人	91,979 円

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th>支　給　月　額</th></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td>一定の管理または監督の地位にある職員</td><td>事務局長　61,779 円
事務局次長　54,068 円
参事　46,358 円

（注）経営状況を踏まえ令和２年4月から令和３年３月は県職員の給与に関する条例で定める額から7.1％削減。

〔令和元年度実績〕
実績なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">扶養手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="4">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td>ア　配偶者、子以外の扶養親族　6,500 円</td></tr>
<tr><td>イ　子　9,200 円</td></tr>
<tr><td>満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子　１人につき 5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td>〔令和元年度実績〕
１人当たり平均支給月額　14,950円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住居手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="3">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者　家賃の額に応じ、最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者　借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額</td></tr>
<tr><td>〔令和元年度実績〕
１人当たり平均支給月額　6,000円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="3">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="8">通勤手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="8">交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</td><td>ア　交通機関等利用者</td><td colspan="2">次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。
①支給単位期間の間通用する定期券の額
②通勤21回分の回数券の額
＜最高限度額　　55,000 円＞</td></tr>
<tr><td>イ　自動車等使用者</td><td colspan="2">通勤距離に応じ、月額　　1,600 円から　　50,100 円の範囲内で支給</td></tr>
<tr><td>ウ　特別急行列車等利用</td><td colspan="2">１か月の特別急行料金等の３分の２の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については２万円を限度）</td></tr>
<tr><td>エ　駐車料金を負担している場合
①ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ

②特定勤務地</td><td colspan="2">公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給
（１ヶ月あたり3,000円を上限とする。）
特定勤務地へ自動車通勤し、駐車場を使用している職員に当該駐車場料金に相当する額を加算
（１ヶ月あたり1,000円を上限とする。）</td></tr>
<tr><td>オ　ノーマイカー運動に参加する場合</td><td colspan="2">ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>72,600 円</td><td>3 人</td><td>2,017 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">単身赴任手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="2">異動等を原因として単身赴任となった職員</td><td colspan="3">月額　30,000円＋加算額
〔加算額〕
職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕
実績なし</td></tr>
</table>

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
理 事 長	272,000 円	６月期　　－ 月分 12月期　　－ 月分	加算率45%
非常勤理事	1回につき10,000 円	なし	
非常勤監事	1回につき30,000 円		

（注）１理事長報酬については、経営状況を踏まえ、令和２年４月から令和３年３月は公社規程に基づく額。
２理事長期末手当については、経営状況を踏まえ支給なし。

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）
3,841,951 円	1 人	320,163 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
270,000 円	6 人	3,750 円

７　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
期末手当 勤勉手当	6月　期末　0.69月分 　　勤勉　0.81月分 12月　期末　0.69月分 　　勤勉　0.81月分	6月　期末　0.615月分 　　勤勉　0.785月分 12月　期末　0.765月分 　　勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定。ただし、期末手当については,経営状況を踏まえ、条例で定める割合から年間1.05月削減した支給割合を平成26年度から適用。

（２）適用日

令和２年４月１日

（16）公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社　給与等状況報告書

１　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計
8 人	26,730 千円	2,555 千円	8,739 千円	38,024 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

２　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
290,571 円	312,757 円	48 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

３　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	174,400 円	県職員より6号給下位、行政職1級23号
	高校卒	145,300 円	県職員より6号給下位、行政職1級3号

４　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　訳</th></tr>
<tr><td>期末手当
勤勉手当
（県の規定に
準ずる）</td><td>〔支給割合〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.215　月分
(0.655)</td><td>0.795　月分
(0.420)</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.215　月分
(0.655)</td><td>0.795　月分
(0.420)</td></tr>
<tr><td>計</td><td>2.43　月分
(1.31)</td><td>1.59　月分
(0.84)</td></tr>
</table>
（注）１　（　）は再任用職員の支給割合です。
２　令和2年4月改正の内容を含みます。
３　勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>8,739,282 円</td><td>8 人</td><td>1,092,410 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td>〔支給率〕
退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。

〔令和元年度実績〕
一人当たりの平均支給額　0　0 円</td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当
（県の規定に
準ずる）</td><td>〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>461,122 円</td><td>7 人</td><td>65,875 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

区分	内容			
	対象職員	支給月額		
管理職手当 (県の規定に準ずる)	一定の管理または監督の地位にある職員	行政職6級 5種相当　47,400 円		
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		568,800 円	1 人	47,400 円
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア　配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表８級、９級及び同相当職は右のとおり。		6,500 円 ８級：3,500円 ９級：支給しない
		イ　子		9,200 円
		満15歳に達する日以後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子		１人につき 5,000 円を加算
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		763,200 円	4 人	15,900 円
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア　借家・借間居住者		家賃の額に応じ、 最高　27,000 円まで支給
		イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者		借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		324,000 円	1 人	27,000 円

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="3">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="8">通勤手当
（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="8">交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</td><td>ア　交通機関等利用者</td><td colspan="2">次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。
①支給単位期間の間通用する定期券の額
②通勤21回分の回数券の額
＜最高限度額　　55,000 円＞</td></tr>
<tr><td>イ　自動車等使用者</td><td colspan="2">通勤距離に応じ、月額　　1,600 円から　　9,300 円の範囲内で支給</td></tr>
<tr><td>ウ　特別急行列車等利用</td><td colspan="2">１か月の特別急行料金等の２分の１の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については２万円を限度）</td></tr>
<tr><td>エ　駐車料金を負担している場合</td><td colspan="2">（ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ）
公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給
（１ヶ月あたり　　3,000 円を上限とする。）
（その他の駐車場代の加算）
県の支給要件に合致しないため制度を設けていない</td></tr>
<tr><td>オ　ノーマイカー運動に参加する場合</td><td colspan="2">ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>438,000 円</td><td>7 人</td><td>5,214 円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">特殊勤務手当</td><td rowspan="5">終末処理施設等の保守管理業務、管渠内の作業、下水・汚泥等の検査業務、高圧電線、配電盤等の作業に従事した職員</td><td>1）終末処理施設等保守管理業務手当</td><td colspan="2">４時間以上作業に従事した日
１日につき290円支給</td></tr>
<tr><td>2）管渠内作業手当</td><td colspan="2">作業に従事した日１日につき560円支給（４時間に満たないときは、336円）</td></tr>
<tr><td>3）下水道検査業務手当</td><td colspan="2" rowspan="2">作業に従事した日１日につき290円支給</td></tr>
<tr><td>4）高圧配電線路等保守作業手当</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕
該当なし</td></tr>
</table>

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
理 事 長	306,000　円	６月期　1.215 月分 12月期　1.215 月分	
監事(監査等を行った場合)	30,000円／日までの範囲内	なし	
理事・監事・評議員(理事会又は評議員会等に出席した場合)	10,200円／日までの範囲内	なし	

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給者数	１人当たり平均支給月額(期末手当等含む)
4,897,790 円	1 人	408,149 円

②非常勤役員

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給者数	１人当たり平均支給月額
222,000 円	7 人	2,643 円

７　給与制度の変更

（１）期末手当の支給割合、勤勉手当の支給率の変更

一般職員

変更前			計	変更後			計
期末手当	6月	1.145	2.430	期末手当	6月	1.215	2.430
	12月	1.285			12月	1.215	
勤勉手当	6月	0.770	1.540	期末手当	6月	0.795	1.590
	12月	0.770			12月	0.795	

再任用職員

変更前			計	変更後			計
期末手当	6月	0.620	1.305	期末手当	6月	0.655	1.310
	12月	0.685			12月	0.655	
勤勉手当	6月	0.395	0.795	期末手当	6月	0.420	0.840
	12月	0.445			12月	0.420	

適用日

令和元年12月1日、期末手当、勤勉手当の支給割合　令和２年４月１日

（２）理事長報酬月額の変更

区分	変更後	変更前	変更理由
理事長報酬	３０６，０００円	３１５，６００円	報酬見直しによる削減

適用日

平成３１年４月１日

（17） 公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団　給与等状況報告書

1　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	11,858 千円	3,048 千円	5,105 千円	20,011 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

管理職			指導員		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
331,287 円	408,487 円	51 歳	325,650 円	425,656 円	46 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	171,700 円	米子市の規則に準ずる 行政職給料表１級21号
	高校卒	150,600 円	米子市の規則に準ずる 行政職給料表１級５号

4　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分 ＼ 経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
管理職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
指導員	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	内　　訳

期末手当 勤勉手当

〔支給割合〕

区　分	期末手当	勤勉手当
６月期	1.30　月分	0.95　月分
12月期	1.30　月分	0.95　月分
計	2.60　月分	1.90　月分

（注）勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
5,105,698 円	3 人	1,701,899 円

退職手当

〔支給率〕　米子市の規定に準ずる

区　分	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	20.45　月分	25.56　月分
勤続 25 年	29.15　月分	34.58　月分
勤続 35 年	41.33　月分	49.59　月分
勤続 40 年	46.55　月分	49.59　月分

〔令和元年度実績〕　支給実績なし

時間外勤務手当

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
646,079 円	1 人	646,079 円

区分	内容			
	対象職員	支給月額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	館長　54,000 円 事務局長　43,600 円 〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		1,171,200 円	2 人	48,800 円
扶養手当	扶養親族のある職員	項目		1人につき
		(1) 配偶者		6,500円
		(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		10,000円
		(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫		6,500円
		(4) 60歳以上の父母及び祖父母		6,500円
		(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹		6,500円
		(6) 重度心身障害者		6,500円
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族である子については、(2)に定める額に5,000円を加算した額。		
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		816,000 円	2 人	34,000 円
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から12,000円を控除した額	
		(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から23,000円を控除した額の２分の１（ただし、16,000円を最高限度額とする。）に11,000円を加算した額	
		〔令和元年度実績〕該当なし		

区分	内　　容	
	対象職員	支　給　月　額
通勤手当	通勤距離が片道２キロメートル以上の者に対して、次に掲げるところより月額で支給し、給料の例により支払う。	⑴　自転車等の交通用具を使用することを常例とする者は、片道の通勤距離に応じてそれぞれ次に定める額 ア　２キロメートル以上４キロメートル未満　1,600円 イ　４キロメートル以上６キロメートル未満　2,700円 ウ　６キロメートル以上８キロメートル未満　3,800円 エ　８キロメートル以上10キロメートル未満　4,900円 オ　10キロメートル以上12キロメートル未満　6,000円 カ　12キロメートル以上14キロメートル未満　7,100円 キ　14キロメートル以上15キロメートル未満　8,200円 ク　15キロメートル以上16キロメートル未満　8,200円 ケ　16キロメートル以上18キロメートル未満　9,300円 コ　18キロメートル以上20キロメートル未満　10,400円 サ　20キロメートル以上25キロメートル未満　12,300円 シ　25キロメートル以上30キロメートル未満　15,000円 ス　30キロメートル以上35キロメートル未満　17,700円 セ　35キロメートル以上40キロメートル未満　20,400円 ソ　40キロメートル以上45キロメートル未満　23,100円 タ　45キロメートル以上50キロメートル未満　25,800円 チ　50キロメートル以上55キロメートル未満　28,500円 ツ　55キロメートル以上60キロメートル未満　31,200円 テ　60キロメートル以上65キロメートル未満　33,900円 ト　65キロメートル以上70キロメートル未満　36,600円 ナ　70キロメートル以上75キロメートル未満　39,300円 ニ　75キロメートル以上80キロメートル未満　42,000円 ヌ　80キロメートル以上85キロメートル未満　44,700円 ネ　85キロメートル以上90キロメートル未満　47,400円 ノ　90キロメートル以上　50,100円
		⑵　交通機関又は有料の道路を利用することを常例とするものは、６月を超えない期間を単位とした一括の運賃相当額。ただし、１月当たり支給額は、55,000円を超えないものとする。
		〔令和元年度実績〕 支給総額：415,200 円 支給職員数：3 人 １人当たり平均支給月額：11,533 円

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
理 事 長	ー　　円	支給なし	
非常勤役員	１回につき5,000円を上限		

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

該当なし

②非常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額
60,000 円	1 人	5,000 円

７　給与制度の変更

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
①給料表	給料月額の平均0.1%引上げ (若年層の給料月額の引上げ		人事院勧告及び米子市一般職の職員の給与に関する条例に準じて引上げる

② 初任給の状況	区分		初任給	区分		初任給	同上
	一般職	大学卒	171,700	一般職	大学卒	170,100	
		高校卒	150,600		高校卒	148,600	

③勤勉手当 支給割合		変　更　後	変　更　前	同上
	(1)	６月期　0.925 12月期　0.975	６月期　0.925 12月期　0.925	
	(2)	６月期　0.95 12月期　0.95	６月期　0.925 12月期　0.975	

(18)　地方独立行政法人　鳥取県産業技術センター　給与等状況報告書

1　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
49 人	200,594 千円	41,593 千円	73,696 千円	315,883 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職			研究職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
336,644 円	394,283 円	46 歳	342,573 円	407,540 円	44 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	186,400 円	県の規定に準ずる 行政職給料表１級29号給
	高校卒	152,000 円	県の規定に準ずる 行政職給料表１級９号給
研究職	大学院博士課程卒	243,000 円	県の規定に準ずる 研究職給料表１級57号給
	大学院修士課程卒	215,200 円	県の規定に準ずる 研究職給料表１級41号給
	大学卒	193,200 円	県の規定に準ずる 研究職給料表１級29号給
	短大卒	171,200 円	県の規定に準ずる 研究職給料表１級19号給

4　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分 ＼ 経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	円	円	329,900 円	円	
	高校卒	円	円	円	円	
研究職	大学卒	円	288,450 円	379,800 円	円	
	高校卒	円	円	円	円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	内　　訳

期末手当
勤勉手当
（県の規定に準ずる）

〔支給割合〕

区　分	期末手当	勤勉手当
６月期	1.215　月分 （　1.015　）	0.795　月分 （　0.995　）
12月期	1.215　月分 （　1.015　）	0.795　月分 （　0.995　）
計	2.43　月分 （　2.03　）	1.59　月分 （　1.99　）

（注）（　　）内の数値は、特定幹部職員の支給割合です。勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
73,695,772 円	49 人	1,503,995 円

退職手当
（県の規定に準ずる）

〔支給率〕

区　分	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
勤続 40 年	44.7795 月分	47.709000 月分

（その他の加算措置）

定年前早期退職特例措置（２％～20％加算）

25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勧奨等により退職する場合に加算があります。

〔令和元年度実績〕

１人当たりの平均支給額　18,624,514　円
（　21,429,143　円）

（注）１　（　　）内は、勧奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

２　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した一般職員に支給された平均額です。

時間外勤務手当
（県の規定に準ずる）

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
17,543,375 円	40 人	438,584 円

区分	内容			
	対象職員	支給月額		
管理職手当 （県の規定に準ずる）	一定の管理または監督の地位にある職員	給料表、職務の級、手当区分に応じて定額を支給 一般職　６級３種　66,500 円 研究職　５級２種　91,300 円 ４級３種　62,700 円 ４級４種　53,700 円 〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
		5,547,600 円	8 人	57,788 円
扶養手当 （県の規定に準ずる）	扶養親族として配偶者、子等を有す	ア　配偶者、子以外の扶養親族		6,500 円
		イ　子		9,200 円
		満15歳に達する日以後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子		１人につき 5,000 円を加算
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
		6,629,200 円	25 人	22,097 円
住居手当 （県の規定に準ずる）	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア　借家・借間居住者		家賃の額に応じ、最高　27,000 円まで支給
		イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者		借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
		6,677,600 円	22 人	25,294 円

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="7">通勤手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="7">交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</td><td>ア　交通機関等利用者</td><td>次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。
①支給単位期間の間通用する定期券の額
②通勤21回分の回数券の額
＜最高限度額　　55,000 円＞</td></tr>
<tr><td>イ　自動車等使用者</td><td>通勤距離に応じ、月額　　1,600 円から　50,100 円の範囲内で支給</td></tr>
<tr><td>ウ　特別急行列車等利用</td><td>１か月の特別急行料金等の２分の１の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については２万円を限度）</td></tr>
<tr><td>エ　駐車料金を負担している場合</td><td>（ﾊｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ）
公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給
（１ヶ月あたり　3,000 円を上限とする。）

（その他の駐車場代の加算）
県の支給要件に合致しないため制度を設けていない</td></tr>
<tr><td>オ　ノーマイカー運動に参加する場合</td><td>ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td colspan="2"><table><tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり
平均支給月額</th></tr><tr><td>4,690,410 円</td><td>44 人</td><td>8,883 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">単身赴任手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="2">異動等を原因として単身赴任となった職員</td><td colspan="2">月額　30,000円＋加算額
〔加算額〕
職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給月額　　30,000　円</td></tr>
<tr><td>放射線取扱手当</td><td>放射線を金属に対して照射する作業を行う職員</td><td colspan="2">職員が業務に従事した日　１日につき　300円
１分間に100マイクロシーベルト以上の放射線を照射する作業に従事した場合に支給

〔令和元年度実績〕
なし</td></tr>
</table>

区分	内容	
	対象職員	支給月額
有害物取扱手当 （県の規定に準ずる）	毒物及び劇物等を取り扱う職員	職員が業務に従事した日　１日につき　300円 〔令和元年度実績〕 １人当たりの平均支給月額　75　円
管理職員特別勤務手当 （県の規定に準ずる）	管理職手当を受ける職員で週休日又は休日等に勤務した職員	管理職手当の区分に応じて定額を支給 １種　12,000 円 ２種　10,000 円 ３種及び４種　8,000 円 〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
60,000 円	6 人	833 円

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　考
理事長	679,000 円	なし	下記のとおり業績給を支給
理　事	300,000 円		
非常勤理事 非常勤監事	1回あたり30,000 円		

〔業績給〕

知事による法人の業績評価結果、個人評価、経歴等を反映した業績給を６月期及び12月期に支給する。

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり平均支給月額（期末手当等を含む）
14,986,899 円	2 人	624,454 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり平均支給月額
420,000 円	2 人	17,500 円

７　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変更後	変更前	変更理由
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分 12月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分	6月　期末　1.145月分 　　勤勉　0.785月分 12月　期末　1.285月分 　　勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定

（２）適用日

令和２年４月1日

（19）公益財団法人　鳥取県産業振興機構　給与等状況報告書

１　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
17 人	48,357 千円	7,958 千円	20,661 千円	76,977 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

２　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
309,063 円	338,255 円	46 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

３　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	174,400 円	県職員より6号級下位、行政職1級23号
	高校卒	145,300 円	県職員より6号級下位、行政職1級3号

４　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分＼経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	― 円	― 円	― 円	― 円	
	高校卒	― 円	― 円	― 円	― 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	内　　訳

期末手当 勤勉手当（県の規定に準ずる）

〔支給割合〕

区　分	期末手当	勤勉手当
６月期	1.215　月分	0.795　月分
12月期	1.215　月分	0.795　月分
計	2.43　月分	1.59　月分

（注）勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
20,661,114 円	17 人	1,215,360 円

退職手当（県の規定に準ずる）

〔支給率〕

区　分	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	19.6695　月分	24.58675　月分
勤続 25 年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続 35 年	39.7575　月分	47.70900　月分
勤続 40 年	44.7795　月分	47.70900　月分

（その他の加算措置）

定年前早期退職特例措置（　2%～20%加算）

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給額
30,066,221 円	4 人	7,516,555 円

（注）１　（　　）内は、勧奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

２　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した一般職員に支給された平均額です。

時間外勤務手当

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
1,109,400 円	10 人	110,940 円

区分	内容			
	対象職員	支給月額		
管理職手当 （県の規定に準ずる）	一定の管理または監督の地位にある職員	事務局長 84,600 円 とっとり国際ビジネスセンター長 79,700 円 バイオフロンティア推進室長 58,200 円 事務局次長 58,200 円 〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
		3,368,400 円	4 人	70,175 円
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア　配偶者、子以外の扶養親族		6,500 円
		イ　子		9,200 円
		満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子		１人につき 5,000 円を加算
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
		1,642,000 円	8 人	17,104 円
住居手当 （県の規定に準ずる）	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア　借家・借間居住者		家賃の額に応じ、 最高　27,000 円まで支給
		イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者		借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
		519,400 円	3 人	14,428 円

区分	内容		
	対象職員	支給月額	
通勤手当 （県の規定に準ずる）	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア　交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 ＜最高限度額　55,000 円＞
		イ　自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額　1,600 円から　50,100 円の範囲内で支給
		ウ　特別急行列車等利用	１か月の特別急行料金等の３分の２の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については２万円を限度）
		エ　駐車料金を負担している場合	（ﾊｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 （１ヶ月あたり　3,000 円を上限とする。） （その他の駐車場代の加算） 県の支給要件に合致しないため制度を設けていない
		オ　ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
1,319,000 円	15 人	7,328 円

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　考
理事長	393,700 円	1.35×2.5月	

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり平均支給月額（期末手当等を含む）
6,053,537 円	1 人	504,461 円

７　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変更後	変更前	変更理由
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分 12月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分	6月　期末　1.145月分 　　勤勉　0.785月分 12月　期末　1.285月分 　　勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定

（２）適用日

令和2年4月1日

（20）公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構　給与等状況報告書

１　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
10 人	20,143 千円	2,148 千円	5,628 千円	27,919 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

２　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
242,314 円	248,993 円	46 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

３　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	－ 円	制度なし
	高校卒	－ 円	

４　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分 ＼ 経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　訳</th></tr>
<tr><td>期末手当
勤勉手当</td><td>〔支給割合〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.215　月分
(　　—　)</td><td>—　月分
(　0.795　)</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.215　月分
(　　—　)</td><td>—　月分
(　0.795　)</td></tr>
<tr><td>計</td><td>2.43　月分
(　　—　)</td><td>—　月分
(　1.59　)</td></tr>
</table>
（注）　(　　) 内の数値は、県派遣職員の支給割合です。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>5,627,073 円</td><td>10 人</td><td>562,707 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td>〔支給率〕
退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。

〔令和元年度実績〕　該当なし</td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当

（県の規定に準ずる）</td><td>〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給額</th></tr>
<tr><td>849,647 円</td><td>9 人</td><td>94,405 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td>管理職手当

（県の規定に準ずる）</td><td>一定の管理または監督の地位にある職員</td><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給月額　58,200　円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">扶養手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="4">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td>ア　配偶者、子以外の扶養親族
ただし、行政職給料表８級、９級及び同相当職は右のとおり。</td><td>6,500 円
８級：3,500円
９級：支給しない</td></tr>
<tr><td>イ　子</td><td>9,200 円</td></tr>
<tr><td>満15歳に達する日以後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子</td><td>１人につき
5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給月額　13,000　円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住居手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="3">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td>家賃の額に応じ、
最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td>借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕　該当なし</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="6">通勤手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="6">交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</td><td>ア　交通機関等利用者</td><td>次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。
①支給単位期間の間通用する定期券の額
②通勤21回分の回数券の額
＜最高限度額　　55,000 円＞</td></tr>
<tr><td>イ　自動車等使用者</td><td>通勤距離に応じ、月額　　1,600 円から　　50,100 円の範囲内で支給</td></tr>
<tr><td>ウ　特別急行列車等利用</td><td>１か月の特別急行料金等の３分の２の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については２万円を限度）</td></tr>
<tr><td>エ　駐車料金を負担している場合</td><td>（ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ）
公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給
（１ヶ月あたり　　3,000 円を上限とする。）

（その他の駐車場代の加算）
県の支給要件に合致しないため制度を設けていない</td></tr>
<tr><td>オ　ノーマイカー運動に参加する場合</td><td>ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
支給総額：443,190 円
支給職員数：10 人
１人当たり平均支給月額：3,693 円</td></tr>
</table>

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
理事長	300,000 円	６月期　1.3　月分 12月期　1.7　月分	
副理事長	評議員会・理事会出席１回につき10,000円	－	
理事		－	
評議員		－	
監事	監査１回につき30,000円 評議員会・理事会出席１回につき10,000円	－	

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり平均支給月額（期末手当等を含む）
4,526,400 円	1 人	377,200 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり平均支給月額
290,000 円	11 人	2,197 円

７　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 12月　期末　1.215月分	6月　期末　1.145月分 12月　期末　1.285月分	県の制度に準じた改定

（２）適用日

令和２年４月1日

（21）公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構　給与等状況報告書

１　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計
10 人	24,082 千円	2,025 千円	6,176 千円	32,283 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

２　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
232,076 円	242,712 円	58 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

３　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区　分		初　任　給	備　考
一般職	大学卒	174,400 円	
	高校卒	145,300 円	

４　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区　分 ＼ 経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	内　　訳

期末手当
勤勉手当
（県の規定に準ずる）

〔支給割合〕

区　分	期末手当	勤勉手当
６月期	1.215　月分 （　0.655　）	0.795　月分 （　0.420　）
12月期	1.215　月分 （　0.655　）	0.795　月分 （　0.420　）
計	2.43　月分 （　1.31　）	1.59　月分 （　0.84　）

（注）標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。（　　）内の数値は、再任用職員の支給割合です。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
6,154,619 円	10 人	615,462 円

退職手当
（県の規定に準ずる）

〔支給率〕

区　分	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	19.670　月分	24.58688　月分
勤続 25 年	28.040　月分	33.27075　月分
勤続 35 年	39.758　月分	47.70900　月分
勤続 40 年	44.780　月分	47.70900　月分

（その他の加算措置）
定年前早期退職特例措置（　2　％～　20　％加算）

〔令和元年度実績〕

該当なし

時間外勤務手当
（県の規定に準ずる）

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
444,712 円	6 人	74,119 円

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th>支　給　月　額</th></tr>
<tr><td>管理職手当

（県の規定に準ずる）</td><td>一定の管理または監督の地位にある職員</td><td>〔令和元年度実績〕

実績なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">扶養手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="4">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td>ア　配偶者、子以外の扶養親族
ただし、行政職給料表８級、９級及び同相当職は右のとおり。</td><td>6,500 円
８級：3,500円
９級：支給しない</td></tr>
<tr><td>イ　子</td><td>9,200 円</td></tr>
<tr><td>満15歳に達する日以後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子</td><td>１人につき
5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕

1人当たりの平均支給額　418,800円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住居手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="3">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td>家賃の額に応じ、
最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td>借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕

１人当たりの平均支給額　270,000円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="7">通勤手当
(県の規定に準ずる)</td><td rowspan="7">交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</td><td>ア　交通機関等利用者</td><td>次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。
①支給単位期間の間通用する定期券の額
②通勤21回分の回数券の額
＜最高限度額　　55,000 円＞</td></tr>
<tr><td>イ　自動車等使用者</td><td>通勤距離に応じ、月額　　1,600 円から　　50,100 円の範囲内で支給</td></tr>
<tr><td>ウ　特別急行列車利用</td><td>１か月の特別急行料金等の３分の２の額を加算</td></tr>
<tr><td>エ　高速自動車国道等利用</td><td>１か月の高速自動車国道等特別料金の２分の１の額を加算（２万円を限度）</td></tr>
<tr><td>オ　駐車料金を負担している場合</td><td>（ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ）
公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給
（１ヶ月あたり　　3,000 円を上限とする。）

（その他の駐車場代の加算）
通勤のため四輪の自動車を使用し、及び駐車場の利用に係る料金を負担することを常例とする場合、当該駐車料金を加算する。（１ヶ月あたり　1,000円を上限とす。）
《指定公署》
<table><tr><td>公署</td><td>所在地</td></tr><tr><td>(1) 本庁のう</td><td>鳥取市東町一丁目</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>カ　ノーマイカー運動に参加する場合</td><td>ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
<table><tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr><tr><td>731,720 円</td><td>9 人</td><td>6,775 円</td></tr></table></td></tr>
</table>

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当		備　　考
理 事 長	315,600 円	６月期	0.93 月分	
専務理事	275,000 円	12月期	1.12 月分	

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）
5,529,330 円	2 人	230,389 円

７　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分 12月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分	6月　期末　1.145月分 　　勤勉　0.785月分 12月　期末　1.285月分 　　勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定

（２）適用日

令和２年４月１日

（22）一般財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会　給与等状況報告書

１　職員給与の状況（令和元年度）

給　与　費	6,800　千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

３　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区　　分		初　任　給	備　　考
一般職	大学卒	―　　円	本人の満年齢、学歴、能力、経歴等を参酌して理事長が定める。
	高校卒	―　　円	

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	内　　訳
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕 区　分 ／ 期末手当 ／ 勤勉手当 ６月期 ／ 1.80　月分 ／ －　月分 12月期 ／ 1.80　月分 ／ －　月分 計 ／ 3.60　月分 ／ －　月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有 〔令和元年度実績〕 １人当たりの平均支給年額　832,000 円
退職手当	〔支給率〕 区　分 ／ 自己都合 ／ 勧奨・定年 勤続 20 年 ／ 32.00　月分 ／ －　月分 勤続 25 年 ／ 45.00　月分 ／ －　月分 勤続 35 年 ／ 70.00　月分 ／ －　月分 勤続 40 年 ／ 80.00　月分 ／ －　月分 （その他の加算措置） 制度なし 〔令和元年度実績〕 該当なし
時間外勤務手当	〔令和元年度実績〕 １人当たりの平均支給年額　83,378　円

区分	内容		
	対象職員	支給月額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	制度なし	
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア　配偶者	2,500 円
		イ　１８歳未満及び在学中の子のうち 第１順位 第２順位 その他１人につき	 1,500 円 1,500 円 1,000 円
		ウ　満６０才以上の父母及び祖父母、満１８才未満の孫及び弟妹２人につき	1,500 円
		エ　心身に重い障がいを有する家族１人につき	1,500 円
		〔令和元年度実績〕 該当なし	
住居手当	理事長が必要と認める職員	ア　借家・借間居住者	家賃の額に応じ、理事長が支給額を定める。
		〔令和元年度実績〕 １人当たりの平均支給月額　29,170 円	
通勤手当	鉄道及びバスを利用する職員	ア　交通機関等利用者	自宅から勤務場所までの距離が、片道２㎞以上の場合から支給。 ※勤務地より居住地までの最寄りの駅あるいは停留所を基点とし、鉄道、バスの併行線のあるときはいずれか低料金を基準とする。
		〔令和元年度実績〕 該当なし	

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

制度なし

７　給与制度の変更

該当なし

（23）一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会　給与等状況報告書

※同協会は、全国農業協同組合連合会鳥取県本部の職員が事務を行っており、協会からは給与・役員報酬とも支給がないため、報告事項なし。

（24）公益財団法人鳥取県畜産振興協会　給与等状況報告書

1　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
17 人	49,574 千円	8,615 千円	15,959 千円	74,148 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

畜産技師		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
265,032 円	292,320 円	41 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	― 円	年齢、採用前の経験年数、責任の度合い、他職員との均衡を考慮して理事長が決定する。
	高校卒	― 円	

4　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分＼経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	― 円	― 円	― 円	― 円	
	高校卒	― 円	― 円	258,680 円	― 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	内　　訳
賞与手当	〔支給率〕 区　分 ／ 賞与手当 ６月期 ／ 1.0～2.5　月分 12月期 ／ 1.0～2.5　月分 計 ／ 2.0～5.0　月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置　無 〔令和元年度実績〕 支給総額 15,959,281 円 ／ 支給職員数 16 人 ／ １人当たり平均支給年額 997,455 円
退職手当	〔支給率〕 区　分 ／ 自己都合 ／ 勧奨・定年 勤続 20 年 ／ 23.375　月分 ／ 26.550　月分 勤続 25 年 ／ 33.375　月分 ／ 34.800　月分 勤続 35 年 ／ 43.500　月分 ／ 55.950　月分 勤続 40 年 ／ 43.500　月分 ／ 55.950　月分 （その他の加算措置） なし 〔令和元年度実績〕 実績なし
時間外勤務手当	〔令和元年度実績〕 支給総額 3,131,187 円 ／ 支給職員数 16 人 ／ １人当たり平均支給年額 195,699 円

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="3">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td>一定の管理または監督の地位にある職員</td><td colspan="3">１種　50,000 円
２種　40,000 円
３種　30,000 円
管理職特別勤務手当　2,000円

〔令和元年度実績〕
１人当たり平均支給月額　17,500　円</td></tr>
<tr><td rowspan="8">扶養手当</td><td rowspan="8">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td colspan="2">ア　配偶者</td><td>10,500 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ　配偶者以外の扶養親族</td><td>6,500 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウ　配偶者のない職員の扶養親族のうち１人目まで</td><td>11,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">15歳に達する日以後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子</td><td>１人につき
5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>1,871,000 円</td><td>10 人</td><td>15,592 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">住居手当</td><td rowspan="7">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td>家賃の額に応じ、
最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td>借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>1,066,000 円</td><td>4 人</td><td>22,208 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="3">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="8">通勤手当</td><td rowspan="8">交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</td><td>ア　交通機関等利用者</td><td colspan="3">次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。
①支給単位期間の間通用する定期券の額
②通勤21回分の回数券の額
＜最高限度額　　55,000 円＞</td></tr>
<tr><td>イ　自動車等使用者</td><td colspan="3">通勤距離に応じ、月額　　1,600 円から　　50,100 円の範囲内で支給</td></tr>
<tr><td>ウ　特別急行列車等利用</td><td colspan="3">アに含む</td></tr>
<tr><td>エ　駐車料金を負担している場合</td><td colspan="3">制度なし</td></tr>
<tr><td>オ　ノーマイカー運動に参加する場合</td><td colspan="3">制度なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td colspan="2">支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td colspan="2">2,127,100 円</td><td>17 人</td><td>10,427 円</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">単身赴任手当</td><td rowspan="2">異動等を原因として単身赴任となった職員</td><td colspan="3">月額　23,000円</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕
実績なし</td></tr>
</table>

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	賞与手当	備　　考
常勤役員(専務理事)	280,000 円	６月期　1.025 月分 12月期　1.025 月分	
非常勤役員等	1回につき 10,000 円		

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額 (賞与手当等を含む)
4,032,400 円	1 人	336,033 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額
130,000 円	5 人	2,167 円

７　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
定款並びに役員等報酬規則の改正	役員会等出席の都度、民間登用の役員報酬として10,000円を支給	非常勤役員等の報酬は無報酬	職務執行の対価として報酬を支給することができることとした。

（２）適用日　　平成３１年２月１日

（25）公益社団法人鳥取県畜産推進機構　給与等状況報告書

１　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
7 人	19,486 千円	1,600 千円	6,495 千円	27,581 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

２　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
237,271 円	280,378 円	50 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

３　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	157,100 円	
	高校卒	141,600 円	

４　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分 ＼ 経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	― 円	― 円	― 円	289,500 円	
	高校卒	― 円	― 円	― 円	― 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　訳</th></tr>
<tr><td>期末手当
勤勉手当</td><td>〔支給割合〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.70　　月分</td><td>0.30　　月分</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.70　　月分</td><td>0.30　　月分</td></tr>
<tr><td>計</td><td>3.40　　月分</td><td>0.60　　月分</td></tr>
</table>
（注）勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　　無

〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>6,495,200 円</td><td>7 人</td><td>927,886 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td>（基本給×基準比率）×（勤続年数×勤続年数比率）×1.05
１）基準比率は９０％
２）勤続年数比率は付表１の勤続年数該当欄の勤続年数比率とする。
３）（勤続年数×勤続年数比率）の上限は、53.55とする。
付表１
<table>
<tr><th>勤　続　年　数</th><th>勤続年数比率</th><th>勤　続　年　数</th><th>勤続年数比率</th></tr>
<tr><td>１年以上～　６年未満</td><td>1.0</td><td>１８年以上～２１年未満</td><td>1.6</td></tr>
<tr><td>６年以上～　８年未満</td><td>1.1</td><td>２１年以上～</td><td>1.7</td></tr>
<tr><td>８年以上～１１年未満</td><td>1.2</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１１年以上～１３年未満</td><td>1.3</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１３年以上～１５年未満</td><td>1.4</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１５年以上～１８年未満</td><td>1.5</td><td></td><td></td></tr>
</table>
（その他の加算措置）
定年前早期退職特例措置　　制度なし

〔令和元年度実績〕
該当なし</td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当</td><td>〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>893,330 円</td><td>5 人</td><td>178,666 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th>支　給　月　額</th></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td>一定の管理または監督の地位にある職員</td><td>職務の級に応じて定額を支給
５級　10,000 円
６級　30,000 円

〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給月額　20,000　円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">扶養手当</td><td rowspan="5">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td>ア　配偶者</td><td>2,500 円</td></tr>
<tr><td>イ　配偶者以外の扶養親族</td><td>1,500 円</td></tr>
<tr><td>ウ　配偶者のない職員の扶養親族のうち１人目まで</td><td>制度なし</td></tr>
<tr><td>15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日まで</td><td>制度なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給月額　3,500　円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住居手当</td><td rowspan="3">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td>家賃の額に応じ、
最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td>制度なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給月額　19,500　円</td></tr>
</table>

区分	内　　容		
	対象職員	支　給　月　額	
通勤手当	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア　交通機関等利用者	支給基準は、３カ月定期乗車料金の合計金額に３分の１を乗じて算出した額。 居住地から勤務地までの最寄の駅又は停留所を基点とし、鉄道又はバスの併行線があるときは、いずれか低い料金とする。 ＜最高限度額　40,000 円＞
		イ　自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額　2,200 円から　40,000 円の範囲内で支給
		ウ　特別急行列車等利用	制度なし
		エ　駐車料金を負担している場合	制度なし
		オ　ノーマイカー運動に参加する場合	制度なし
		〔令和元年度実績〕	

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
801,600 円	5 人	13,360 円

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
理事	－	－	
監事			

〔令和元年度実績〕　無報酬のため　該当なし

７　給与制度の変更

変更なし

（26）公益財団法人鳥取県造林公社　給与等状況報告書

１　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給　与　費			
	給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計
16 人	40,767　千円	6,560　千円	13,851　千円	61,178　千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

２　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

技術職			事務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
233,453　円	265,443　円	48　歳	202,150　円	231,303　円	45　歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

３　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区　分		初　任　給	備　考
技術職	大学卒	186,400 円	鳥取県職員行政職給料表１級29号級
	短大卒	166,200 円	鳥取県職員行政職給料表１級19号級
	高校卒	150,200 円	鳥取県職員行政職給料表１級９号級

４　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区　分 ＼ 経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
技術職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	内　　訳

期末手当
勤勉手当

（県の規定に準ずる）

〔支給割合〕

区　分	期末手当	勤勉手当
６月期	1.215　月分	0.795　月分
12月期	1.215　月分	0.795　月分
計	2.43　月分	1.59　月分

（注）勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
13,851,059 円	15 人	923,404 円

退職手当

（県の規定に準ずる）

〔支給率〕

区　分	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続 25 年	28.0395　月分	33.270750　月分
勤続 35 年	39.7575　月分	47.709000　月分
勤続 40 年	44.7795　月分	47.709000　月分

（その他の加算措置）
定年前早期退職特例措置（ 2%～20%加算）

〔令和元年度実績〕
１人当たり平均支給額　1,286,636 円
（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した一般職員に支給された平均額です。

時間外勤務手当

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給年額
2,312,797 円	15 人	154,186 円

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td>管理職手当
（県の規定に準ずる）</td><td>一定の管理または監督の地位にある職員</td><td colspan="2">公社規定による理事長が別に定める額　58,200 円
（県の規定に準ずる額（課長級特定職））

〔令和元年度実績〕
１人当たり平均支給月額　58,200円</td></tr>
<tr><td rowspan="7">扶養手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="7">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td>ア　配偶者、子以外の扶養親族</td><td>6,500 円</td></tr>
<tr><td>イ　子</td><td>9,200 円</td></tr>
<tr><td>満15歳に達する日以後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子</td><td>１人につき
5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>798,200 円</td><td>7 人</td><td>9,502 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">住居手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="7">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td>家賃の額に応じ、
最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td>借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>1,209,200 円</td><td>6 人</td><td>16,794 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
</table>

区分	内容		
	対象職員	支給月額	
通勤手当 （県の規定に準ずる）	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア　交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 ＜最高限度額　55,000 円＞
		イ　自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額　1,600 円から　50,100 円の範囲内で支給
		ウ　特別急行列車等利用	１か月の特別急行料金等の３分の２の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については２万円を限度）
		エ　駐車料金を負担している場合	（ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 （１ヶ月あたり　3,000 円を上限とする。） （その他の駐車場代の加算） 県の支給要件に合致しないため制度を設けていない
		オ　ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
1,541,800 円	15 人	8,566 円

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　考
理 事 長	320,000　円	６月期　0.945　月分 12月期　1.085　月分	鳥取県職員の例による。 専務理事は事務局長を兼務。
専務理事	284,000　円		

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり平均支給月額（期末手当等を含む）
9,388,274 円	2 人	391,178 円

②非常勤役員　　なし

７　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変更後	変更前	変更理由
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 勤勉　0.81月分 12月　期末　1.215月分 勤勉　0.81月分	6月　期末　1.145月分 勤勉　0.785月分 12月　期末　1.285月分 勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定

（２）適用日

令和２年４月１日

(27)　公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団　給与等状況報告書

1　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
4 人	11,338 千円	1,554 千円	2,809 千円	15,701 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
236,208 円	268,583 円	41 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	156,400 円	
	高校卒	140,400 円	

4　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分＼経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	173,333 円	213,000 円	219,166 円	339,333 円	
	高校卒	円	円	円	円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

５　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　訳</th></tr>
<tr><td>期末手当
勤勉手当</td><td>〔支給割合〕
賞与の支給基準は理事会の議を経て会長が定める
（毎年経営状況や個人の評価等によって変動）

職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>2,809,000 円</td><td>4 人</td><td>702,250 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td>〔支給率〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>自己都合</th><th>勧奨・定年</th></tr>
<tr><td>勤続2年～</td><td>勤続年数×0.5月分</td><td>勤続年数×0.5月分</td></tr>
<tr><td>勤続6年～</td><td>勤続年数×0.6月分</td><td>勤続年数×0.6月分</td></tr>
<tr><td>勤続10年～</td><td>勤続年数×0.7月分</td><td>勤続年数×0.7月分</td></tr>
<tr><td>勤続14年～</td><td>勤続年数×0.8月分</td><td>勤続年数×0.8月分</td></tr>
<tr><td>勤続18年～</td><td>勤続年数×0.9月分</td><td>勤続年数×0.9月分</td></tr>
<tr><td>勤続22年～</td><td>勤続年数×1.0月分</td><td>勤続年数×1.0月分</td></tr>
<tr><td>勤続26年～</td><td>勤続年数×1.1月分</td><td>勤続年数×1.1月分</td></tr>
<tr><td>勤続30年～</td><td>勤続年数×1.2月分</td><td>勤続年数×1.2月分</td></tr>
<tr><td>勤続34年～</td><td>勤続年数×1.3月分</td><td>勤続年数×1.3月分</td></tr>
</table>
〔令和元年度実績〕
実績なし</td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当</td><td>〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給年額　30,163 円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="3">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="5">管理職手当</td><td rowspan="5">一定の管理または監督の地位にある職員</td><td colspan="3">参事　50,000 円
部長　30,000 円
課長　25,000 円
考査役　15,000 円

〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>1,080,000 円</td><td>3 人</td><td>30,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">扶養手当</td><td rowspan="5">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td>ア　配偶者</td><td colspan="2">3,000 円</td></tr>
<tr><td>イ　満18歳未満の長子</td><td colspan="2">600 円</td></tr>
<tr><td>ウ　その他扶養親族</td><td colspan="2">400 円</td></tr>
<tr><td>15歳に達する日以後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子</td><td colspan="2">制度なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給月額　3,800 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住居手当</td><td rowspan="3">住宅を借り受け家賃を支払っている職員(家賃の下限設定はなし)</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td colspan="2">家賃の額に応じ賃借料の50%か最高20,000円までを上限</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td colspan="2">制度なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕
実績なし</td></tr>
</table>

区分	内　　容			
	対象職員	支　給　月　額		
通勤手当	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア　交通機関等利用者	1か月定期券の額	
		イ　自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額　31,600 円の範囲内で支給	
		ウ　特別急行列車等利用	制度なし	
		エ　駐車料金を負担している場合	制度なし	
		オ　ノーマイカー運動に参加する場合	制度なし	
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		236,400 円	4 人	4,925 円
早朝手当	早朝出勤した職員	法定休日以外の日の午前5時から午前8時半までの間に勤務した場合、1時間につき基本給の100分の125を支給		
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		192,000 円	4 人	4,000 円

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
理 事 長	－ 円	なし	
常務理事	100,000 円		

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）
1,200,000 円	1 人	100,000 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額
該当なし 円	－ 人	－ 円

７　給与制度の変更

変更なし

(28) 公益財団法人鳥取県栽培漁業協会 給与等状況報告書

1　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給　　与　　費			
	給　　料	職員手当	期末・勤勉手当	計
7 人	26,661 千円	4,988 千円	9,609 千円	41,258 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
317,396 円	376,785 円	48 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区　　分		初　任　給	備　　考
一般職	大学卒	― 円	年齢、採用前の経験年数、責任の度合い、他の職員との均衡を考慮して理事長が定める。
	高校卒	― 円	

4　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区　分 ＼ 経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	― 円	― 円	― 円	― 円	
	高校卒	― 円	― 円	― 円	― 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　訳</th></tr>
<tr><td>期末手当
勤勉手当

（県の規定に準ずる）</td><td>〔支給割合〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.215　月分</td><td>0.795　月分</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.215　月分</td><td>0.795　月分</td></tr>
<tr><td>計</td><td>2.43　月分</td><td>1.59　月分</td></tr>
</table>
（注）標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>9,609,615 円</td><td>7 人</td><td>1,372,802 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td>〔支給率〕

退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することとにより行い、退職手当の額は掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。

〔令和元年度実績〕
なし</td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当

（県の規定に準ずる）</td><td>〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給額</th></tr>
<tr><td>2,104,096 円</td><td>6 人</td><td>350,683 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td>一定の管理または監督の地位にある職員</td><td colspan="2">職員が理事を兼務する場合は管理職手当を支給
54,500円

〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給月額　54,500 円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">扶養手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="6">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td>ア　配偶者、子以外の扶養親族</td><td>6,500 円</td></tr>
<tr><td>イ　子</td><td>9,200 円</td></tr>
<tr><td>15歳に達する日後の最初の４月１日から
22歳に達する日以後の最初の３月31日まで</td><td>１人につき
5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td colspan="2"><table><tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり
平均支給月額</th></tr><tr><td>1,085,600 円</td><td>4 人</td><td>22,617 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">住居手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="3">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td>家賃の額に応じ、
最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td>制度なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給月額　21,750 円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="3">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="8">通勤手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="8">交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</td><td>ア　交通機関等利用者</td><td colspan="2">次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。
①支給単位期間の間通用する定期券の額
②通勤21回分の回数券の額
＜最高限度額　55,000 円＞</td></tr>
<tr><td>イ　自動車等使用者</td><td colspan="2">通勤距離に応じ、月額　1,600 円から　50,100 円の範囲内で支給</td></tr>
<tr><td>ウ　特別急行列車等利用</td><td colspan="2">１か月の特別急行料金等の３分の２の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については２万円を限度）</td></tr>
<tr><td>エ　駐車料金を負担している場合</td><td colspan="2">（ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ）
公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給
（１ヶ月あたり　3,000 円を上限とする。）
（その他の駐車場代の加算）
県の支給要件に合致しないため制度を設けていない</td></tr>
<tr><td>オ　ノーマイカー運動に参加する場合</td><td colspan="2">ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕</td></tr>
<tr><td>支給総額</td><td>支給職員数</td><td>１人当たり
平均支給月額</td></tr>
<tr><td>622,000 円</td><td>7 人</td><td>7,405 円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">潜水手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="2">潜水器具を着用して潜水作業に従事した職員</td><td colspan="3">潜水深度の区分に応じ、以下に定める額とする。
20m以下　300円／60分
30m以下　600円／60分
30mを超えるとき　1200円／60分</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔令和元年度実績〕
１人当たりの平均支給月額　79 円</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>

6　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
評 議 員	1日につき10,200円	なし	評議員会、理事会、監事会に出席の都度支給
非常勤理事			
非常勤監事			
常勤理事	なし		職員を兼務する常勤理事は役員報酬なし

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

該当なし

②非常勤役員

支給総額	支給職員数	１人当たり 平均支給月額
224,400 円	12 人	1,558 円

7　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分 12月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分	6月　期末　1.145月分 　　勤勉　0.785月分 12月　期末　1.285月分 　　勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定

（２）適用日

令和２年４月１日

（29）公益財団法人　鳥取県魚の豊かな川づくり基金　給与等状況報告書

1　職員給与の状況（令和元年度）

給　与　費	2,078　千円

3　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区　　分		初　任　給	備　　考
事務職	大学卒	県の会計年度任用職員等の例に準じ、代表理事が定める。	
	高校卒		

5　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	内　　訳
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕 区　分 ／ 期末手当 ／ 勤勉手当 ６月期 ／ 1.0　月分 ／ －　月分 12月期 ／ 1.0　月分 ／ －　月分 計 ／ 2.0　月分 ／ －　月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置　無 〔令和元年度実績〕 該当なし

区　分	内　　訳
退職手当	〔支給率〕 退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。 〔令和元年度実績〕 該当なし
時間外勤務手当	〔令和元年度実績〕 該当なし

区分	内　　容	
	対象職員	支　給　月　額
通勤手当 （県の規定に準ずる）	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	自動車を使用する職員で、通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円の範囲内で支給する。 〔令和元年度実績〕 １人当たりの平均支給月額　3,700　円

6　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
評議員	1日につき5,100 円	なし	会議等出席の都度支給する。
非常勤理事			
非常勤監事			

〔令和元年度実績〕
①非常勤役員
該当なし

7　給与制度の変更
（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
職員 期末手当	期末手当　1.0月分	不支給	職員待遇見直しにより支給
職員 退職手当	支給	不支給	職員待遇見直しにより支給
評議員、非常勤理事・監事 報酬月額	１日につき5,100円支給	無報酬	役員等報酬見直しにより支給

（２）適用日
令和２年４月１日

（30）　鳥取県土地開発公社　給与等状況報告書

1　職員給与の状況（令和元年度）

給　与　費	実績なし

3　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区　　分		初　任　給	備　　考
事務職	大学卒	179,700 円	県職員より4号給下位（行政職1級25号）
	高校卒	147,500 円	県職員より4号給下位（行政職1級5号）

5　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	内　　訳
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ずる）	〔支給割合〕 区　分 ／ 期末手当 ／ 勤勉手当 ６月期 ／ 1.215　月分 ／ 0.795　月分 12月期 ／ 1.215　月分 ／ 0.795　月分 計 ／ 2.43　月分 ／ 1.59　月分 （注）勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有 〔令和元年度実績〕 実績なし
退職手当 （県の規定に準ずる）	〔支給率〕 区　分 ／ 自己都合 ／ 勧奨・定年 勤続 20 年 ／ 19.6695　月分 ／ 24.58675　月分 勤続 25 年 ／ 28.0395　月分 ／ 33.27075　月分 勤続 35 年 ／ 39.7575　月分 ／ 47.70900　月分 勤続 40 年 ／ 44.7795　月分 ／ 47.70900　月分 （その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置（２％～２０％加算） ＊２５年以上勤続した年齢５０歳以上の職員が、定年前に勧奨等により退職する場合に加算があります。 〔令和元度実績〕 実績なし
時間外勤務手当 （県の規定に準ずる）	〔令和元年度実績〕 実績なし

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th>支　給　月　額</th></tr>
<tr><td>管理職手当

（県の規定に準ずる）</td><td>一定の管理または監督の地位にある職員</td><td>給料表、職務の級、手当区分に応じて定額を支給
行政職　９級１種　130,300 円
８級１種　117,000 円
８級２種　94,000 円
７級２種　88,500 円
７級３種　70,800 円
７級４種　62,000 円
６級３種　66,500 円
６級４種　58,200 円
６級５種　49,900 円

〔令和元年度実績〕
実績なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">扶養手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="4">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td>ア　配偶者、子以外の扶養親族
ただし、行政職給料表８級、９級及び同相当職は右のとおり</td><td>6,500 円
８級：3,500円
９級：支給しない</td></tr>
<tr><td>イ　子</td><td>9,200 円</td></tr>
<tr><td>満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子</td><td>１人につき
5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
実績なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住居手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="3">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td>家賃の額に応じ、
最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td>借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
実績なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="6">通勤手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="6">交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</td><td>ア　交通機関等利用者</td><td>次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。
①支給単位期間の間通用する定期券の額
②通勤21回分の回数券の額
＜最高限度額　　55,000 円＞</td></tr>
<tr><td>イ　自動車等使用者</td><td>通勤距離に応じ、月額　　1,600 円から　　50,100 円の範囲内で支給</td></tr>
<tr><td>ウ　特別急行列車等利用</td><td>特別急行料金等の３分の２の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については１ヶ月あたり２万円を限度）</td></tr>
<tr><td>エ　駐車料金を負担している場合</td><td>（ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ）
公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給（１か月あたり3,000円を上限とする。）
（その他の駐車場代の加算）
県規定の支給要件に合致しないため制度を設けていない</td></tr>
<tr><td>オ　ノーマイカー運動に参加する場合</td><td>ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
実績なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">単身赴任手当

（県の規定に準ずる）</td><td rowspan="2">異動等を原因として単身赴任となった職員</td><td colspan="2">月額　30,000円＋加算額
〔加算額〕
職員の住居と配偶者の住居（配偶者のない職員については子の住居）との間の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算なし。</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
実績なし</td></tr>
</table>

6　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　　考
理 事 長	日額13,810 円		
副理事長	0 円	６月期　該当なし	
理　　事	日額9,900 円	12月期　該当なし	
監　　事	日額9,900 円		監事による監査報酬は1回30,000円

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

実績なし

②非常勤役員

支給総額	支給者数	１人当たり 平均支給月額
97,220 円	3 人	2,701 円

7　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変　更　後	変　更　前	変　更　理　由
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分 12月　期末　1.215月分 　　勤勉　0.81月分	6月　期末　1.145月分 　　勤勉　0.785月分 12月　期末　1.285月分 　　勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定

（２）適用日

令和２年４月１日

（31）公益財団法人鳥取県暴力追報センター　給与等状況報告書

1　職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	6,836 千円	278 千円	2,132 千円	9,246 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
189,900 円	197,967 円	60 歳

（注）１　「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	－ 円	理事長が定める「初任給基準表」によるものとし、年齢、採用前の経験年数、他の職員との均衡等を考慮して理事長が定める。
	高校卒	－ 円	

4　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区分 ＼ 経験年数		５年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5　職員手当の状況（令和２年４月１日現在）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　訳</th></tr>
<tr><td>期末手当
勤勉手当

（県の規程に準ずる）</td><td>〔支給割合〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.215　月分</td><td>0.795　月分</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.215　月分</td><td>0.795　月分</td></tr>
<tr><td>計</td><td>2.43　月分</td><td>1.59　月分</td></tr>
</table>
（注）標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。

職制上の段階、職務の級等による加算措置　　無

〔令和元年度実績〕
<table>
<tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>１人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>2,132,363 円</td><td>3 人</td><td>710,788 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td>〔支給率〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>自己都合</th><th>勧奨・定年</th></tr>
<tr><td>勤続 20 年</td><td>21.00　月分</td><td>26.25　月分</td></tr>
<tr><td>勤続 25 年</td><td>25.80　月分</td><td>32.25　月分</td></tr>
<tr><td>勤続 35 年</td><td>25.80　月分</td><td>32.25　月分</td></tr>
<tr><td>勤続 40 年</td><td>25.80　月分</td><td>32.25　月分</td></tr>
</table>
（その他の加算措置）
定年前早期退職特例処置　　制度無し

〔令和元年度実績〕
1人あたりの平均支給額　　4,987,140　円</td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当</td><td>〔令和元年度実績〕
該当なし</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><th>対象職員</th><th colspan="2">支　給　月　額</th></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td></td><td colspan="2">制度なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">扶養手当
（県の規程に準ずる）</td><td rowspan="4">扶養親族として配偶者、子等を有する職員</td><td>ア　配偶者、子以外の扶養親族
ただし、行政職給料表８級、９級及び同相当職は右のとおり。</td><td>6,500 円
８級：3,500円
９級：支給しない</td></tr>
<tr><td>イ　子</td><td>9,200 円</td></tr>
<tr><td>15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日まで</td><td>１人につき
5,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
一人当たり平均支給月額　6,500円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住居手当
（県の規程に準ずる）</td><td rowspan="3">住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>ア　借家・借間居住者</td><td>家賃の額に応じ、
最高　27,000 円まで支給</td></tr>
<tr><td>イ　単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</td><td>借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔令和元年度実績〕
該当なし</td></tr>
</table>

区分	内容		
	対象職員	支給月額	
通勤手当 （県の規程に準ずる）	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア　交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 ＜最高限度額　55,000 円＞
		イ　自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額　1,600 円から　50,100 円の範囲内で支給
		ウ　特別急行列車等利用	制度なし
		エ　駐車料金を負担している場合	制度なし
		オ　ノーマイカー運動に参加する場合	制度なし

〔令和元年度実績〕

支給総額	支給職員数	１人当たり平均支給月額
122,400 円	3 人	3,400 円

６　役員の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	備　考
理事長	－ 円	６月期　－　月分	
副理事長	－ 円	12月期　－ 月分	

〔令和元年度実績〕

該当なし

７　給与制度の変更

（１）変更内容

区　分	変更後	変更前	変更理由
期末手当 勤勉手当	6月　期末　1.215月分 勤勉　0.81月分 12月　期末　1.215月分 勤勉　0.81月分	6月　期末　1.145月分 勤勉　0.785月分 12月　期末　1.285月分 勤勉　0.785月分	県の制度に準じた改定

（２）適用日

令和２年４月１日